【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長殿

【提出日】 2025年10月21日提出

【計算期間】 第24期(自 2024年7月23日至 2025年7月22日)

【ファンド名】 三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型

三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型

三菱UFJ < DC > グローバルバランス 20型

【発行者名】 三菱UFJアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 横川 直

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 伊藤 晃

【連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目9番1号

【電話番号】 03-4223-3037

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。 信託金の限度額は、各ファンドについて、2,500億円です。

*委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産	独立区分	補足分類
		(収益の源泉)		
		株式		
	国内		MMF	
単位型		債券		インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	
_		- 41377		44.74.74
追加型		その他資産		特殊型
	内外	()	ETF	()
		資産複合		

属性区分表

禹 住						
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替	対象	特殊型
				ヘッジ	インデックス	
株式	年1回	グローバル	ファミリー	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年 2 回	(日本を含む)	ファンド	()		
大型株	年4回	日本			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	北米	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	区欠州	オブ・		その他	ロング・
一般	年12回	アジア	ファンズ		()	ショート型 /
公債	(毎月)	オセアニア				絶対収益
社債	日々	中南米				追求型
その他債券	その他	アフリカ				
クレジット	()	中近東				その他
属性		(中東)				()
()		エマージング				
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券						
(資産複合(株						
式、債券)))						
資産複合						
()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源 泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

回回リ状の	ノルニチズ	
単位型・	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後
追加型		の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ
		従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的
地域		に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を
		実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的
資産		に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信(リート)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証
		券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的
		に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の
		記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資
		産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨
		の記載があるものをいいます。
独立区分		一般社団法人投資信託協会が定める「MRF及びMMFの運
		営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	ド)	
	`	一般社団法人投資信託協会が定める「MRF及びMMFの運
	ザーブ・ファンド)	営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令
		480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託
		ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4
		の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨
		またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起す
		ることが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記
		載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

両に位力の人			
投資対象	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをい
資産			います。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があ
			るものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載が
			あるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのも
			のをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債
			(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みま
			す。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものを
			いいます。

その他債券	1		有侧趾分報古書(內国投員信託
対している。		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する る旨の記載があるものをいいます。
クレジット 目論見書または信託約数において、信用力が高い信券に選別 世投資する、あるいは投資適格値(B B B 格格相当以上)を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付 債、ハイイールド債等(B B 格格相当以上)を主要投資対象とする目の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。 信託約款において、主として不動産投信に投資する目の記載があるものをいいます。 で部の表しいます。 で部の表しいます。 で部の表しいます。 で部の表しいます。 で語の数において、複数資産を投資対象とする目の記載があるものをいいます。 で記的数において、複数資産を投資対象とする目の記載があるものをいいます。 で記的数において、複数資産を投資対象とする目の記載があるものをいいます。 で記的数において、年1回決算する目の記載があるものをいいます。 で記的数において、年2回決算する目の記載があるものをいいます。 で記的数において、年2回決算する目の記載があるものをいいます。 で記的数において、年4回決算する目の記載があるものをいいます。 で記的数において、年4回決算する目の記載があるものをいいます。 で記的数において、年4回決算する目の記載があるものをいいます。 で記をいいます。 で記をいいます。 で記をいいます。 で記をいいます。 で記をいいます。 で記をいいます。 で記をいいます。 で記を決して、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 で記的数において、組入資産による投資収益が出せ来の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 で記的数において、組入資産による投資収益がで対しまる で記的数において、組入資産による投資収益がでフリカ地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 で記的数において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 で記的数において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 で記的数において、組入資産による投資収益がアフリカ地域(新選を源泉とする目の記載があるものをいいます。 で記的数において、組入資産による投資収益がアフリカ地域(資産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 で記的数において、組入資産による投資収益がアフリカ地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。) を投資的数において、組入資産による投資収益がアフリカ地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。) を投資的数において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。) を投資的数において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を原泉とする目の記載があるものをいいます。 で記的数において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興泉とする目の記載があるものをいいます。 で記述ないます。 で記		その他債券	
大学		クレジット	1 1 1
投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて信格付債、ハイイールド債等(B B 格相当以下)を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。			
(債、ハイイールド債等(6 B 8 格相当以下)を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。 不動産投信 信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。 その他資産 信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。			
する旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。			
て併記します。			
その他資産 信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。 年1回 信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。 年4回 信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。 年6回(隔月) 信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。 年6回(隔月) 信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。 年12回(毎月) 信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。 日々 信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。 日々 信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。 日本 信託約款において、知入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、組入資産による投資収益が中が収益で産を源泉とする目の記載があるものをいいます。 付託約款において、組入資産による投資収益が出本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 イセアニア 信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 イセアニア 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 イセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 イセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 アフリカ 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 アフリカ 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新規成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を投資対象として投資するものを除きます。)を投資対象として投資するものを除きます。)を投資対象として投資するものを除きます。)を投資対象として投資するものを除きます。)を投資対象として投資するものを除きます。)を投資対象として投資するものを除きます。)を投資対象として投資するものを除きます。)を投資対象として投資するものを除きます。)を投資対象として投資するものを除きます。)を投資対象として投資するものを除きます。)で投資計等の運用に関する規則、第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい			て併記します。
外に投資する旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。 年2回 信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。 年4回 信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。 年6回(隔月) 信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。 年12回(毎月) 信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。 日々 信託約款において、年72回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。 日々 信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。 日々 信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 日本 信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 日本 信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。」 「信託約款において、組入資産による投資収益が区州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。」 「信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。」 中商米 信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中市東 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中で東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中で東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中で東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中で東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 ファンド・オブ・ファンズ 信託約款において、親投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関するものをいいます。))を投資対として投資するものを除さます。)を投資対している。		不動産投信	
度産複合 信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。 年1回 信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。 年2回 信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。 年4回 信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。 年6回(隔月) 信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。 年6回(隔月) 信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。 日々 信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。 日々 信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。 日々 信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。 日々 信託約款において、組入資産による投資収益が中界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 日本 信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。」 「信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「日託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「日託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「日託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源ます。」を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「日託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源ます。)を消費による投資収益がアフリカ地域の資産を源ます。)の資産と源とする旨の記載があるものをいいます。 「日託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源とする旨の記載があるものをいいます。」ファンド・オブ・ファンズをいる。「投資信託等の運用に関するものを除さます。)を投資対象として投資するものを除さます。)を投資付款として投資するものを除さます。)を投資付款といて、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を除きます。)の投資に表がであるものをいいます。 「日本の対しないないないないないないないないないないないないないないないないないないない		その他資産	
(記事) (信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。		資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があ
年2回 信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。 年4回 信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。 年6回(隔月) 信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。 年12回(毎月) 信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。 日々 信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。 日々 信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。 との他 上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。 その他 上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。 信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 日本 信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 依託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益がエマーデル域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益がエマーデング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「記約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズをいりするものをいいます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 ファンド・オブ・ファンズをいりする規則、第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいりする規則、第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいります。	決算頻度	年1回	
# 4 回 信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があるものをいいます。 # 6 回(隔月) 信託約款において、年 6 回決算する旨の記載があるものをいいます。 # 12回(毎月) 信託約款において、年 12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。 日々 信託約款において、年 12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。 日々 信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。 その他 上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。		年 2 回	
日本			います。
日本		年4回	います。
日々 信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。 その他 上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。 グローバル 信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 日本 信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 北米 信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 欧州 信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 アジア 信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 イセアニア 信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中南米 信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中南米 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中近東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 ロ資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中近東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズをいります。」)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 ファンド・オブ・ファンズをいりまり、カーの教社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい		年6回(隔月)	
日々 信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。 その他 上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。 付		年12回(毎月)	
接資対象 がローバル 信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 日本 信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 北米 信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 欧州 信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「同託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「同託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「中南米 信託約款において、組入資産による投資収益が中アフリカ 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「一・「東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「年・「新知教において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。」 「年・「新知教において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。」 「一・「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいい
世域 源泉とする旨の記載があるものをいいます。 日本 信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 北米 信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 欧州 信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 アジア 信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 オセアニア 信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中南米 信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 アフリカ 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 エマージング 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「信託約款において、親入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。		その他	· •
日本 信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 北米 信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 欧州 信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 アジア 信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 オセアニア 信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中南米 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中近東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 エマージング 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 ファンド・オブ・ファンズをいきないた。現投資信託(ファンド・オブ・ファンズをいて投資するものをいいます。 ファンド・オブ・ファンズをいます。ファンド・オブ・ファンズをいまするファンド・オブ・ファンズをいます。ファンド・オブ・ファンズをいます。ファンド・オブ・ファンズをいまする見食信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい	投資対象 地域	グローバル	
北米 信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 欧州 信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 アジア 信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 イセアニア 信託約款において、組入資産による投資収益がイセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中南米 信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 アフリカ 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 アフリカ 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 エマージング 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 コアミリーファンド 信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ度い)するものをいいます。 ファンド・オブ・ファンズをい		日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を
欧州 信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 アジア 信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 オセアニア 信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中南米 信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 アフリカ 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中近東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 エマージング 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「言託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 ファンド・オブ・ファンズをいます。 ファンド・オブ・ファンズをいまないます。 ファンド・オブ・ファンズをいまないます。 ファンド・オブ・ファンズをいまないます。 ファンド・オブ・ファンズをいまないます。 ファンド・オブ・ファンズをいまないます。		北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資
アジア 信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 オセアニア 信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中南米 信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 アフリカ 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中近東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 エマージング 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 ファミリーファンド 信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 ファンド・オブ・一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい		区欠州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資
ジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 オセアニア 信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中南米 信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 アフリカ 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中近東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 エマージング 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 ファンド・オブ・ファンズをいまないます。ファンド・オブ・ファンズをいまないます。ファンズをの運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい		アジア	
オセアニア 信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中南米 信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 アフリカ 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中近東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 エマージング 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 ファミリーファンド 信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 ファンド・オブ・ファンズをいまります。ファンド・オブ・ファンズをいまります。カー般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい			ジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいま
域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中南米 信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 アフリカ 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中近東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 エマージング 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 ファミリーファンド 信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 ファンド・オブ・ファンズをい		オヤアーア	
 資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 アフリカ 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中近東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 エマージング 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 投資形態 ファミリーファンド 信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 ファンド・オブ・ 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい 		,, , , ,	
アフリカ 信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中近東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 エマージング 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 ファミリーファンド 信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 ファンド・オブ・ 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい		中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の
の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 中近東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 エマージング 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 ファミリーファンド 信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 ファンド・オブ・ 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい			資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
中近東(中東) 信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 エマージング 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 ファミリーファンド 信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 ファンド・オブ・ 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい		アフリカ	
 資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 エマージング 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング 地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 投資形態 ファミリーファンド 信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ にのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 ファンド・オブ・ 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい 		中近東(中東)	
エマージング 信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング 地域(新興成長国(地域))の資産(一部組み入れている場合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。			
合等を除きます。)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 投資形態 ファミリーファンド 信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 ファンド・オブ・ 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい		エマージング	-
ます。			
投資形態 ファミリーファンド 信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ にのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資 するものをいいます。 ファンド・オブ・ 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関 ファンズ する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい			
にのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するものをいいます。 ファンド・オブ・ 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関ファンズ する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい	投資形態	ファミリーファンド	
ファンド・オブ・ 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関 ファンズ する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい	汉莫沙恐		にのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資
ファンズ する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい		¬ _ > , !»	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい
			います。

為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為
		替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載がある
		ものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいま
		す。
対象イン	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す
デックス		旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す
		旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目
		指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極
		的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは
		逆連動 (一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指
		す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組
		みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償
		還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等
		の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記
		載があるものをいいます。
	ロング・ショート	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求
	型 / 絶対収益追求型	を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求
		を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該
		当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものを
		いいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

日本を含む世界の株式・債券を実質的な主要投資対象とし、アセットアロケーションを行うことにより、着実な値上がり益と安定した収益の獲得をめざします。

ファンドの特色



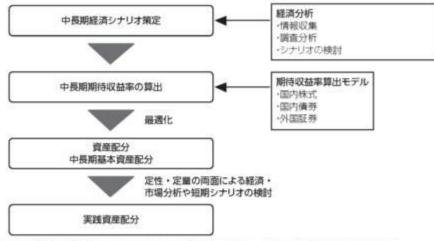
日本株式マザーファンド、日本債券マザーファンド、外国株式マザーファンドおよび 三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンドを主要投資対象とし、信託財産の着 実な成長と安定した収益の確保をめざします。

以下を中長期的な基本アセットアロケーションとし、短期的な経済シナリオに基づいて、短期資産を除く各資産につき±10%程度の範囲内で実践的なアセットアロケーションを行います。ただし、各資産の実質組入比率の下限は0%とします。

7-100		基本アセットアロケーション			
ファンド名	国内株式	国内債券	外国株式	外国債券	短期資産
三菱UFJ <dc>グローバルバランス 60型</dc>	40%	27%	20%	10%	3%
三菱UFJ <dc>グローバルバランス 40型</dc>	26%	48%	14%	9%	3%
三菱UFJ <dc>グローバルバランス 20型</dc>	13%	69%	7%	8%	3%

中長期的な経済シナリオが大きく変化したと判断した場合は、基本アセットアロケーションを見 直すことがあります。

■資産配分の決定プロセス



「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。 (https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)



「日本株式マザーファンド」の運用について

運用目標	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)(証1)をベンチマーク(ほ2)とし中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。		
投資対象	投資対象は国内の上場株式等です。外国株式への投資は行いません。		
運用方法	機底的なボトムアップによる銘柄選定を行います。銘柄選定にあたっては、主として企業の 益成長性に着目します。 業績動向やバリュエーション等の観点で一定の条件を満たす銘柄群の中から、企業訪問等 よる徹底的な調査を経て組入銘柄を決定します。 ボートフォリオの業種分散は東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の業種比率を参考にします 各業種の利益成長性なども勘案して調整します。 株式組入比率は高位を維持することを基本とし、市況動向に合わせて比率を上下させるこ はしません。		
運用プロセス	国内上場銘柄 ・サブセクター分析 ・業種内での相対的優位度 ・業種動向 ・パリュエーション など		
	第2次選別 ・企業訪問等による調査		
	ファンド組入		

(注1)東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPI Xの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下[JPX]という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
(注2)ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。



「日本債券マザーファンド」の運用について

運用目標	NOMURA-BPI総合インデックス(注)をベンチマークとし、同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。		
投資対象	投資対象は国内の公社債・金融商品です。外貨建	ての債券・金融商品への投資は行いません。	
運用方法	ボートフォリオのデュレーション(注) は、ベンチマークの平均を中心に調整します。デュレーション調整は主にファンダメンタルズ分析に基づく中期的な金利見通しに沿って行います。 銘柄選定は信用リスクと金利スプレッドを定量的・定性的に分析して行います。 組入債券の格付はBBB格相当以上(S&P, Moody's、格付投資情報センター、日本格付研究所のうちいずれかから取得)とします。 なお、組入債券の格付基準は予告なく変更を行う場合があります。		
運用プロセス	デュレーション・コントロール	銘柄選定	
	内外のファンダメンタルズ・マクロビュー 	個別銘柄分析・社内信用格付 +	
	金利見通し	スプレッドの割安・割高判断	
	ボートフォリオのデュレーション決定	個別銘柄選定	
	↓ ポートフォリ	オの構築	

- (注3)NOMURA-BPI総合インデックスとは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- (注4)デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。



「外国株式マザーファンド」の運用について

ファンドの運用は、JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに委託します。

- ・同社は運用の指図に関する権限の一部を、J.P.モルガン・インペストメント・マネージメント・インク(所在地:米国)に 更に委託することができます。
- ※ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変重する場合があります。

運用目標	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)(#5)をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。			
投資対象	日本を除く世界各国の株式	式を主要投資対象	象とします。	
運用方法	リサーチ・アナリストのファンダメンタル分析を活用し、銘柄選択を超週収益の主要な源泉と するボートフォリオを構築します。			
運用プロセス	投資対象ユニバース (約2,500鉄阀)	ファンダメンダル・ リサーチ)//Ja-vav- 7V-47-7	ボートフォリオ県ほ (70-100名所)
	がカバーする新興国 チ・アコ を含むプローバル様 ムワー よの約2,5008株 ンタル (終身 ・ ・ ・ ・ ・ ・	パルに肝白するリサー ・リストが共通のフレー クを分析 を分析 ブルームワーク (業の場合変化を特定) ・他の場合変化を特定) ・他の場合変化を特定) ・他の場合変化を特定) がのり をののファウターを プロセスで考慮) SGCは特化した動態では ヴェヤル。	・リサーチ・アナリストの分析 を独自のパリュエーション・ モデルに決入 ・各等値について明らリター ンを発出し、業種ことの傾向 リダーンに基づいてランキ ングすることで、経対出な動 九度を測定	・リサーチ・アナリストのアイデーアの中から普良と考えられる もの宗教演しが知道値の要大 化を整路したボートフォリオを 場場 ・様々なファクターへのエクス ボージャーを印えつう。終終資 がが付加増値の影動力となる ボーナフォリオを構築

(注5)MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。

MSClコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ペース)は、MSClコクサイ・インデックス(配当込み、米ドルペース)をもとに、委託会社が計算したものです。

また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドについて

國会社概要

JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドは、世界有数の金融サービス会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門であるJ.P.モルガン・アセット・マネジメントの英国現地法人です。J.P.モルガン・アセット・マネジメントはグループとして、約150年におよぶ長い歴史の中で蓄積してきた運用ノウハウと、競争力のある運用サービスを提供しています。

J.P.モルガン・アセット・マネジメントについて

■リサーチ能力

経験豊富な地域別・セクター別のリサーチ・アナリストを世界の主要国・地域に配置し、約2,500の世界の株式投資対象銘柄を調査。

■運用哲学

「株価の適正価値は企業の長期収益力を反映する」との考えに立ち、徹底したリサーチと統一された パリュエーション・モデルに基づく、ボトムアップの銘柄選択によるアクティブ運用を行います。

■グローバルな運用体制

ポートフォリオ・マネジャー、アナリストなど約1,300名の運用プロフェッショナルを擁し、世界20ヵ国以上に展開しています。(2025年6月末時点)



「三菱UF」 海外債券アクティブマザーファンド」の運用について

運用目標	FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース)(注6)をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざして運用を行います。	
投資対象	投資対象は日本を除く世界主要国の公社債です。	
運用方法	運用にあたっては、各国のマクロ分析や金利予測に基づいて、カントリーアロケーション、デュレーションおよび残存構成のコントロール、利回り較差に着目した銘柄選定でアクティブに超過収益の獲得をめざします。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析することにより、リスクのチェックとコントロールを行います。組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。公社債の組入比率は高位(通常の状態で90%以上)を基本とします。	
運用プロセス	海外債券市場 ・	

(注6) FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

■ファンドの仕組み

運用は主に各マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界の株式・債券へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限・

「三菱UF」 <DC>グローバルバランス 60型」

- 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

「三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型」

- ・株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

「三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型」

- 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

■分配方針・

- ・年1回の決算時(7月22日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。
- ・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

2002年1月31日

設定日、信託契約締結、運用開始

ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投 2005年10月1日

信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継

名称を「UF」パートナーズ < D C > グローバルバランス 6 0 型」から「三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型」に、 「UF」パートナーズ < D C > グローバルバランス 40型」から 「三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型」に、「UFJ パートナーズ < D C > グローバルバランス 20型」から「三菱U

FJ <DC>グローバルバランス 20型」に変更

2006年10月23日 投資対象である外国債券マザーファンドについて運用指図権限の委

託を廃止

2019年10月22日 ファンドの投資対象に「三菱UFJ 海外債券アクティブマザー

ファンド」を追加

ファンドの投資対象から「外国債券マザーファンド」を削除 2019年11月22日

2024年8月26日 ファンドの主要投資対象である外国株式マザーファンドの運用指図

> 権限の委託先を「ブラックロック・インベストメント・マネジメン ト(UK)リミテッド」から「JPモルガン・アセット・マネジメ

ント(UK)リミテッド」に変更

(3)【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家(受益者)

販売会社

お申込金 収益分配金、解約代金等

募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支

払いの取扱い等を行います。

お申込金 収益分配金、 解約代金等

受託会社(受託者) 三菱UF J信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本マスター トラスト信託銀行株式会社)

信託財産の保管・管理等を行い ます。

委託会社(委託者) 三菱UFJアセット マネジメント株式会社

信託財産の運用の指図、受 益権の発行等を行います。

再委託先 JPモルガン・アセット・ マネジメント(UK) リミテッド

委託会社から外国株式マ ザーファンドの株式等の運 用の指図に関する権限の委 託を受け、運用の指図を行 **います。**

損益 投資

マザーファンド

投資 損益

有価証券等

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約	運用に関する事項、委託会社および受託会社と
「信託契約」	しての業務に関する事項、受益者に関する事項
	等が定められています。
	なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に
	関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届
	け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益
「投資信託受益権の取扱に関する契約」	分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の
	内容等が定められています。

委託会社と再委託先との契約 運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務 「信託財産の運用指図権限委託契約」 の内容、再委託先が受ける報酬等が定められて います。

委託会社の概況(2025年7月末現在)

・金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第404号

・設立年月日 1985年8月1日

・資本金

2,000百万円

・沿革

1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会

社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合

併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を

三菱UFJ国際投信株式会社に変更

2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投

信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会

社に変更

・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

日本株式マザーファンド受益証券、日本債券マザーファンド受益証券、外国株式マザーファンド 受益証券および三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド受益証券を主要投資対象としま す。このほか内外の株式・公社債に直接投資することがあります。

中長期的な経済シナリオに基づいて国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産への基本アセットアロケーションを定め、短期的な経済シナリオに基づいてこれらの資産への 実践的なアセットアロケーションを行います。

中長期的な経済シナリオが大きく変化したと判断した場合は、基本アセットアロケーションを見 直すことがあります。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める次のものに限ります。)
 - a . 有価証券先物取引等
 - b.スワップ取引
 - 八.約束手形
 - 二.金銭債権
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、三菱UFJアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とする日本株式マザーファンド、日本債券マザーファンド、外国株式マザーファンドおよび三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド(「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。)の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4 . 特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいい ます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6 号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるもの をいいます。)
- 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引 法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
- 11. コマーシャル・ペーパー
- 12.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 13.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から12.の証券または証書の性質を有するもの
- 14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 15.投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。16.において同じ。)で16.で定めるもの以外のもの
- 16.投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下16.に おいて同じ。)または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
- 17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 18.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 19. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 21.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 22.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 23.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 24. 外国の者に対する権利で23. の有価証券の性質を有するもの

なお、 1 . の証券または証書ならびに13 . および19 . の証券または証書のうち 1 . の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」と1111、 2 . から 6 . までの証券ならびに16 . の証券ならびに13 . および19 . の証券または証書のうち 2 . から 6 . までの証券の性質を有するものを以下「公社債」と1111、14 . および15 . の証券を以下「投資信託証券」と1111ます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)は、次に掲げるものとします。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社(E11518) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 1. 預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きま す。)
- 3. コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形
- 5 . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

・外国為替予約取引

<マザーファンドの概要>

日本株式マザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。

(運用方法)

投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択を行います。銘柄選択の基準として、主として利益 成長性に着目します。

業種配分は、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の業種比率を参考にしますが、各業種 の予想利益成長率等を勘案して決定します。

株式組入比率は高位を維持することを基本とします。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投 資成果をめざして運用を行います。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とし

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総 額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

日本債券マザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、中長期的に信託財産の成長をめざして運用を行います。

(運用方法)

投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

ポートフォリオのデュレーション調整と銘柄選択による収益獲得をめざして運用を行います。

ポートフォリオのデュレーションはベンチマークの平均を中心に調整します。デュレーション 調整は主としてファンダメンタルズ分析に基づく中期的な金利見通しに沿って行います。

銘柄選択は信用リスクと金利スプレッドを定量的・定性的に分析して行います。

NOMURA - BPI総合インデックスをベンチマークとし、同指数を上回る投資成果をめざ して運用を行います。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

外国株式マザーファンド

(基本方針)

この投資信託は、中長期的に信託財産の成長を目標として運用を行います。

(運用方法)

投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

投資態度

日本を除く世界主要国の株式に投資します。運用にあたってはMSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。

超過収益の源泉を主として銘柄選択におき、独自の企業調査に基づくボトムアップの銘柄選択でアクティブ運用を行います。

銘柄選択に当たっては、長期の企業収益予想に基づくバリュエーション(株価評価)モデル を用います。

株式の組入比率は、高位を維持することを基本とします。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用指図に関する権限は、JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに委託します。また、JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドは委託を受けた運用の指図に関する権限の一部を、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメン

ト・インクに更に委託することができます。

なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合が あります。

(投資制限)

株式への投資割合に制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。

外国為替予約取引は為替変動リスクを回避するため行うことができます。

三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド

(其木方針)

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目標として運用を行います。

(運用方法)

投資対象

わが国を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

投資態度

FTSE世界国債インデックス(除く日本・円ベース)をベンチマークとし、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。

運用にあたっては、各国のマクロ分析や金利予測に基づいて、カントリーアロケーション、 デュレーションおよび残存構成のコントロール、利回り較差に着目した銘柄選択でアクティブ に超過収益の獲得を目指します。さらに、ポートフォリオとベンチマークを比較分析すること により、リスクのチェックとコントロールを行います。

組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。ただし、エクスポージャーのコントロール等を目的として為替予約取引等を活用する場合があります。

公社債の組入比率は高位(通常の状態で90%以上)を基本とします。

市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

(投資制限)

外貨建資産への投資に制限を設けません。

有価証券先物取引等は信託約款の範囲で行います。

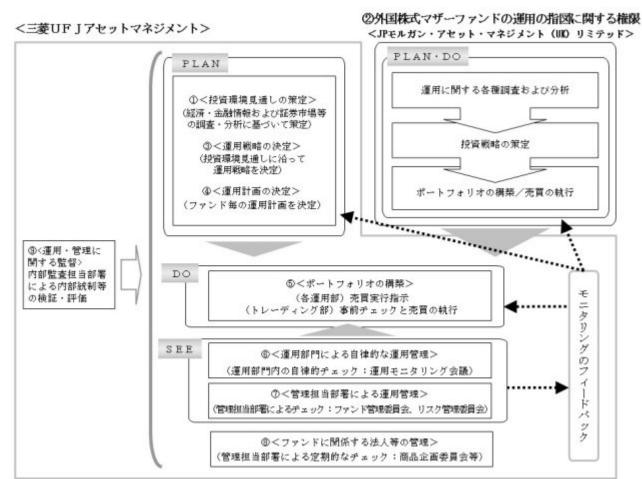
スワップ取引は信託約款の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は信託約款の範囲で行います。

外国為替予約取引は信託約款の範囲で行います。

デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金 利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様 の損益を実現する目的以外には利用しません。

(3)【運用体制】



投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは、日本株式マザーファンド、日本債券マザーファンド、外国株式マザーファンドおよび三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンドを主要投資対象としています。このうち外国株式マザーファンドについては、株式等の運用の指図に関する権限を、JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド(「再委託先」といいます。)に委託して

います。

再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリ オの構築を行います。

再委託先は、投資判断等の運用の指図およびトレーディング関連業務等に関する権限を J. P .モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに、更に委託することができま す。

運用戦略の決定

で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指 示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買 の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

委託会社の運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に 沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合 は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリング を行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

再委託先の投資行動については、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の 適切性を確認しています。

管理担当部署による運用管理

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署(40~60名程度)が、(a)運用に関するパ フォーマンス測定・分析のほか、(b)リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等の モニタリングを実施します。この結果は、(a)についてはファンド管理委員会を経て運用担 当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運 用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われま す。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

ファンドに関係する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会 社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。こ の結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示 されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署(10名程度)は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健 全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有 効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営 陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧 いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

(4)【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とし ます。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配 対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用 を行います。

(5)【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

三菱UFJ < DC > グローバルバランス 60型 株式

- a.委託会社は、信託財産に属する株式(株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。
- b.a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益 証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を 乗じて得た額とします。
- 三菱UFJ < DC > グローバルバランス 40型 株式
- a.委託会社は、信託財産に属する株式(株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。
- b.a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益 証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を 乗じて得た額とします。
- 三菱UFJ < DC > グローバルバランス 20型 株式
- a.委託会社は、信託財産に属する株式(株式を組入可能な投資信託証券、新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。以下において同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- b.a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益 証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を 乗じて得た額とします。

<ファンド共通>

新株引受権証券および新株予約権証券

- a.委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b.a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益 証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新 株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資信託証券

- a.委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b.a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益 証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額 の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b.a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益 証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割 合を乗じて得た額とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額 とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額

- のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- d.c.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益 証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券およ び新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の転換社債等

- a.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債(新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b.a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益 証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該 転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった 受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「ス ワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えない ものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの 限りではありません。
- c . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたとき は、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けること の指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買 戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b.a.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1.信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
 - 2 . 株式分割により取得する株券
 - 3. 有償増資により取得する株券
 - 4.売出しにより取得する株券
 - 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(に規定する転換社債型新株予 約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または 信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(5.に定める ものを除きます。)の行使により取得可能な株券

外国為替予約取引

- a.委託会社は、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b.a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益 証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の 割合を乗じて得た額とします。

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支

払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b.一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌 営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b.a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

有価証券の貸付

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を 次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b.a.に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c . 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

< その他法令等に定められた投資制限 >

・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、<u>投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。</u>

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。

投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに 相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上 がりが小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の 下落要因となります。

・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資 対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザー ファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

(2)投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から 独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管 理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策 を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリン グなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証な どを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理 態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の 状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行 い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管 理を行っています。

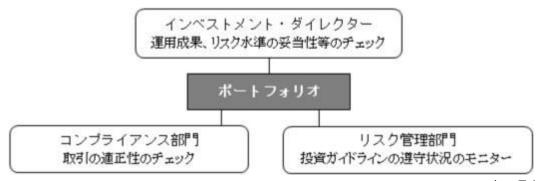
内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性につい て評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

*組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

〔再委託先の管理体制〕

以下は、外国株式マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた、JPモルガン・ア セット・マネジメント(UK)リミテッドにおけるものです。同社においては、運用部門から独 立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。当該リスク管理には、 J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクが運用を行う場合を含みます。



(2025年7月末現在)

- ・インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果や外国株式マザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、および外国株式マザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
 ・コンプライアンス部門は、取引価格の妥当性、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
- ・リスク管理部門は、投資ガイドラインの遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その 結果必要があれば、外国株式マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対 応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等の ブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はそ の旨をトレーディング部門に指示します。

[委託会社における再委託先に対する確認体制]

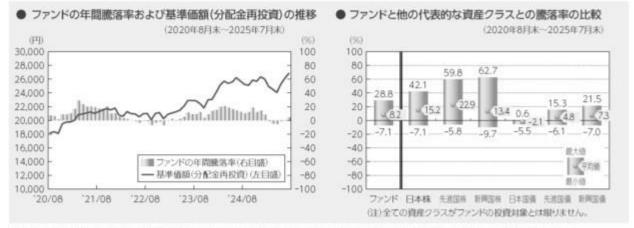
委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管 理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委 託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行ってい ます。

また、再委託先からの定期的なデ - 夕還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行って いるほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

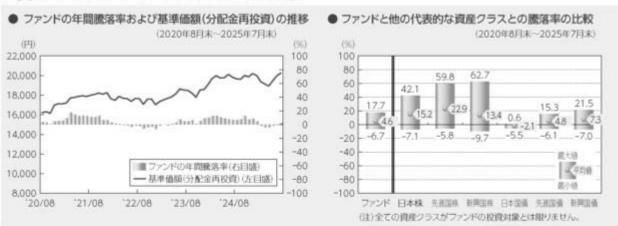
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した 年間騰落率とは異なる場合があります。

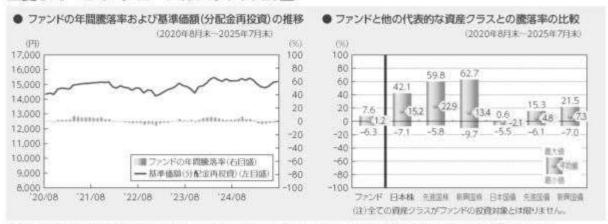
三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した 年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における適近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した 年期騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注配等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証検値指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、 投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額 加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及UTOPIXに係る標章又は 商標は、株式会社、PX総研及は株式会社、PX総研の製造会社(以下「JPX」という。)の知的 財産でおり、指数の算出、指数値の公表。利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ 及びTOPIXに係る標章又は抱煙に関するすべての権利は、PXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス 配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本 を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する 著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した 株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・ インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰興します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・Uサーチ&コンサルティンプ株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA BPI (総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に優騰します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、有場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界関係インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱濁または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰居します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMプローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・ エルエルシーが算出し公表している指数で、環境通貨建てのエマージング債市場の 代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、 発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P. モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰獲します。

⁽注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金(解約)手数料】

かかりません。

換金(解約)手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.65% (税抜 1.5%)の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。
 - 1万口当たりの信託報酬:保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/365) 上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。
- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分(税抜)は、以下の通りです。

支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.78%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価 額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.64%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購 入後の情報提供等
受託会社	0.08%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用 指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

外国株式マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、当該マザーファンドを投資対象とするファンドの委託会社が、当該ファンドに係る信託報酬のうち委託会社が受ける報酬から、原則として、毎年1月22日および7月22日(該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。)ならびに信託終了のときから3ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額に年0.45%以内の率を乗じて得た金額とします。

三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.485% (税抜 1.35%)の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。
 - 1万口当たりの信託報酬:保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/365) 上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。
- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分(税抜)は、以下の通りです。

HACINANI OF HIS	LI 10 17 HO75 (170.	27 10K 3.1 10 PC 17 10
支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.7%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価 額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.58%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.07%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用 指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

外国株式マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、当該マザーファンドを投資対象とする ファンドの委託会社が、当該ファンドに係る信託報酬のうち委託会社が受ける報酬から、原則

として、毎年1月22日および7月22日(該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。)ならびに信託終了のときから3ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額に年0.45%以内の率を乗じて得た金額とします。

三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.21% (税抜 1.1%)の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。
 - 1万口当たりの信託報酬:保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/365) 上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。
- ・信託報酬は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分(税抜)は、以下の通りです。

支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.58%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価 額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.46%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購 入後の情報提供等
受託会社	0.06%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用 指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

外国株式マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、当該マザーファンドを投資対象とするファンドの委託会社が、当該ファンドに係る信託報酬のうち委託会社が受ける報酬から、原則として、毎年1月22日および7月22日(該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。)ならびに信託終了のときから3ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額に年0.45%以内の率を乗じて得た金額とします。

(4)【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、 借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産 中から支弁します。
- 中から支弁します。
 ・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です
- は信託報酬と同様です。 ・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。 上記以外の場合の課税の取扱いは、次の通りです。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)・申告分離課税を選択することもできます。

2.解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益 (譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者 の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2025年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2024年7月23日~2025年7月22日)における 当ファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
三菱UFJ <dc>グローバルバランス 60型</dc>	1.66%	1.65%	0.01%
三菱UFJ <dc>グローバルバランス 40型</dc>	1.50%	1.49%	0.01%
三菱UFJ <dc>グローバルバランス 20型</dc>	1.22%	1.21%	0.01%

(比率は年率、表示桁数未満四括五入)

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型】

(1)【投資状況】

2025年 7月31日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	740,971,859	97.04
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		22,611,146	2.96
純資産総額		763,583,005	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a評価額上位30銘柄

2025年 7月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	日本株式マザーファンド	42,374,974	6.9810	295,820,193	7.2766	308,345,735	40.38
日本	親投資信託受 益証券	日本債券マザーファンド	150,198,648	1.3370	200,822,299	1.3348	200,485,155	26.26
日本	親投資信託受 益証券	外国株式マザーファンド	26,671,783	5.7856	154,312,268	5.8601	156,299,315	20.47
日本	親投資信託受 益証券	三菱UFJ 海外債券アクティブマ ザーファンド	18,806,669	4.0223	75,647,539	4.0327	75,841,654	9.93

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

2025年 7月31日現在

種類	投資比率(%)
----	---------

親投資信託受益証券	97.04
合計	97.04

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2025年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

		純資産総額		基準 (1万口当たり)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第15計算期間末日	(2016年 7月22日)	596,558,130	596,558,130	14,920	14,920
第16計算期間末日	(2017年 7月24日)	633,758,263	633,758,263	16,960	16,960
第17計算期間末日	(2018年 7月23日)	643,687,360	643,687,360	17,979	17,979
第18計算期間末日	(2019年 7月22日)	568,166,264	568,166,264	17,116	17,116
第19計算期間末日	(2020年 7月22日)	540,863,939	540,863,939	17,943	17,943
第20計算期間末日	(2021年 7月26日)	612,652,330	612,652,330	21,125	21,125
第21計算期間末日	(2022年 7月22日)	615,700,302	615,700,302	20,973	20,973
第22計算期間末日	(2023年 7月24日)	663,315,169	663,315,169	22,807	22,807
第23計算期間末日	(2024年 7月22日)	758,997,818	758,997,818	26,143	26,143
第24計算期間末日	(2025年 7月22日)	748,728,555	748,728,555	26,362	26,362
	2024年 7月末日	746,628,450		25,726	
	8月末日	726,399,300		25,249	
	9月末日	718,536,235		25,104	
	10月末日	746,213,570		25,864	
	11月末日	740,269,186		25,700	
	12月末日	757,711,316		26,335	
	2025年 1月末日	753,039,014		26,024	
	2月末日	717,175,583		24,913	
	3月末日	703,057,536		24,526	
	4月末日	668,919,848		24,078	
	5月末日	706,006,561		25,290	
	6月末日	728,936,151		26,172	
	7月末日	763,583,005		26,863	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第15計算期間	0円

0円
0円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第15計算期間	10.31
第16計算期間	13.67
第17計算期間	6.00
第18計算期間	4.80
第19計算期間	4.83
第20計算期間	17.73
第21計算期間	0.71
第22計算期間	8.74
第23計算期間	14.62
第24計算期間	0.83

⁽注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第15計算期間	70,697,312	79,233,092	399,841,728
第16計算期間	57,117,126	83,280,625	373,678,229
第17計算期間	58,362,721	74,014,573	358,026,377
第18計算期間	33,613,844	59,683,412	331,956,809
第19計算期間	76,438,324	106,961,032	301,434,101
第20計算期間	62,633,322	74,057,371	290,010,052
第21計算期間	45,138,012	41,573,596	293,574,468
第22計算期間	36,909,583	39,649,373	290,834,678
第23計算期間	46,120,956	46,629,720	290,325,914
第24計算期間	43,898,327	50,207,173	284,017,068

【三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型】

(1)【投資状況】

2025年 7月31日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)

親投資信託受益証券	日本	538,359,932	97.02
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		16,507,456	2.98
純資産総額		554,867,388	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a評価額上位30銘柄

2025年 7月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	日本債券マザーファンド	196,273,547	1.3370	262,423,255	1.3348	261,985,930	47.22
日本	親投資信託受 益証券	日本株式マザーファンド	20,052,750	6.9810	139,988,551	7.2766	145,915,840	26.30
日本	親投資信託受 益証券	外国株式マザーファンド	13,745,908	5.7853	79,524,202	5.8601	80,552,395	14.52
日本	親投資信託受 益証券	三菱UFJ 海外債券アクティブマ ザーファンド	12,375,274	4.0224	49,778,303	4.0327	49,905,767	8.99

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2025年 7月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.02
合計	97.02

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2025年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

		純資産総額		基準 (1万口当たり)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第15計算期間末日	(2016年 7月22日)	564,695,589	564,695,589	14,370	14,370
第16計算期間末日	(2017年 7月24日)	572,934,359	572,934,359	15,475	15,475
第17計算期間末日	(2018年 7月23日)	607,276,011	607,276,011	16,070	16,070
第18計算期間末日	(2019年 7月22日)	572,759,155	572,759,155	15,691	15,691
第19計算期間末日	(2020年 7月22日)	534,743,036	534,743,036	16,078	16,078
第20計算期間末日	(2021年 7月26日)	534,834,767	534,834,767	17,920	17,920

第22計算期間末日 (2023年 7月24日) 510,587,271 510,587,271 18,559 18, 第23計算期間末日 (2024年 7月22日) 541,606,106 541,606,106 20,072 20, 第24計算期間末日 (2025年 7月22日) 548,265,643 548,265,643 20,031 20, 2024年 7月末日 535,557,621 19,829 8月末日 532,264,808 19,667 9月末日 532,089,573 19,613 10月末日 545,904,894 20,005 11月末日 541,266,166 19,866 12月末日 546,435,508 20,200 2025年 1月末日 546,874,117 19,990 2月末日 531,613,817 19,382 3月末日 530,419,551 19,129 4月末日 520,459,342 18,936 5月末日 533,522,656 19,487 6月末日 545,920,973 19,980					日叫此力	拟口首(以后汉其后心
第23計算期間末日 (2024年 7月22日) 541,606,106 541,606,106 20,072 20, 第24計算期間末日 (2025年 7月22日) 548,265,643 548,265,643 20,031 20, 2024年 7月末日 535,557,621 19,829 8月末日 532,264,808 19,667 9月末日 532,089,573 19,613 10月末日 545,904,894 20,005 11月末日 541,266,166 19,866 12月末日 546,435,508 20,200 2025年 1月末日 546,874,117 19,990 2月末日 531,613,817 19,382 3月末日 530,419,551 19,129 4月末日 520,459,342 18,936 5月末日 533,522,656 19,487 6月末日 545,920,973 19,980	第21計算期間末日	(2022年 7月22日)	499,271,956	499,271,956	17,636	17,636
第24計算期間末日 (2025年 7月22日) 548,265,643 548,265,643 20,031 20, 2024年 7月末日 535,557,621 19,829 8月末日 532,264,808 19,667 9月末日 532,089,573 19,613 10月末日 545,904,894 20,005 11月末日 541,266,166 19,866 12月末日 546,435,508 20,200 2025年 1月末日 546,874,117 19,990 2月末日 531,613,817 19,382 3月末日 530,419,551 19,129 4月末日 520,459,342 18,936 5月末日 533,522,656 19,487 6月末日 545,920,973 19,980	第22計算期間末日	(2023年 7月24日)	510,587,271	510,587,271	18,559	18,559
2024年 7月末日 535,557,621 19,829 8月末日 532,264,808 19,667 9月末日 532,089,573 19,613 10月末日 545,904,894 20,005 11月末日 541,266,166 19,866 12月末日 546,435,508 20,200 2025年 1月末日 546,874,117 19,990 2月末日 531,613,817 19,382 3月末日 530,419,551 19,129 4月末日 520,459,342 18,936 5月末日 533,522,656 19,487 6月末日 545,920,973 19,980	第23計算期間末日	(2024年 7月22日)	541,606,106	541,606,106	20,072	20,072
8月末日 532,264,808 19,667 9月末日 532,089,573 19,613 10月末日 545,904,894 20,005 11月末日 541,266,166 19,866 12月末日 546,435,508 20,200 2025年 1月末日 546,874,117 19,990 2月末日 531,613,817 19,382 3月末日 530,419,551 19,129 4月末日 520,459,342 18,936 5月末日 533,522,656 19,487 6月末日 545,920,973 19,980	第24計算期間末日	(2025年 7月22日)	548,265,643	548,265,643	20,031	20,031
9月末日 532,089,573 19,613 10月末日 545,904,894 20,005 11月末日 541,266,166 19,866 12月末日 546,435,508 20,200 2025年 1月末日 546,874,117 19,990 2月末日 531,613,817 19,382 3月末日 530,419,551 19,129 4月末日 520,459,342 18,936 5月末日 533,522,656 19,487 6月末日 545,920,973 19,980		2024年 7月末日	535,557,621		19,829	
10月末日 545,904,894 20,005 11月末日 541,266,166 19,866 12月末日 546,435,508 20,200 2025年 1月末日 546,874,117 19,990 2月末日 531,613,817 19,382 3月末日 530,419,551 19,129 4月末日 520,459,342 18,936 5月末日 533,522,656 19,487 6月末日 545,920,973 19,980		8月末日	532,264,808		19,667	
11月末日 541,266,166 19,866 12月末日 546,435,508 20,200 2025年 1月末日 546,874,117 19,990 2月末日 531,613,817 19,382 3月末日 530,419,551 19,129 4月末日 520,459,342 18,936 5月末日 533,522,656 19,487 6月末日 545,920,973 19,980		9月末日	532,089,573		19,613	
12月末日 546,435,508 20,200 2025年 1月末日 546,874,117 19,990 2月末日 531,613,817 19,382 3月末日 530,419,551 19,129 4月末日 520,459,342 18,936 5月末日 533,522,656 19,487 6月末日 545,920,973 19,980		10月末日	545,904,894		20,005	
2025年 1月末日 546,874,117 19,990 2月末日 531,613,817 19,382 3月末日 530,419,551 19,129 4月末日 520,459,342 18,936 5月末日 533,522,656 19,487 6月末日 545,920,973 19,980		11月末日	541,266,166		19,866	
2月末日 531,613,817 19,382 3月末日 530,419,551 19,129 4月末日 520,459,342 18,936 5月末日 533,522,656 19,487 6月末日 545,920,973 19,980		12月末日	546,435,508		20,200	
3月末日 530,419,551 19,129 4月末日 520,459,342 18,936 5月末日 533,522,656 19,487 6月末日 545,920,973 19,980		2025年 1月末日	546,874,117		19,990	
4月末日 520,459,342 18,936 5月末日 533,522,656 19,487 6月末日 545,920,973 19,980		2月末日	531,613,817		19,382	
5月末日 533,522,656 19,487 6月末日 545,920,973 19,980		3月末日	530,419,551		19,129	
6月末日 545,920,973 19,980		4月末日	520,459,342		18,936	
		5月末日	533,522,656		19,487	
7月末日 554,867,388 20,271		6月末日	545,920,973		19,980	
		7月末日	554,867,388		20,271	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円
第17計算期間	0円
第18計算期間	0円
第19計算期間	0円
第20計算期間	0円
第21計算期間	0円
第22計算期間	0円
第23計算期間	0円
第24計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第15計算期間	4.92
第16計算期間	7.68
第17計算期間	3.84
第18計算期間	2.35
第19計算期間	2.46
第20計算期間	11.45
第21計算期間	1.58
第22計算期間	5.23
第23計算期間	8.15
第24計算期間	0.20

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第15計算期間	57,665,807	41,611,815	392,981,585
第16計算期間	60,691,109	83,446,171	370,226,523
第17計算期間	63,581,665	55,903,130	377,905,058
第18計算期間	22,478,576	35,363,806	365,019,828
第19計算期間	34,193,604	66,630,403	332,583,029
第20計算期間	20,286,900	54,419,684	298,450,245
第21計算期間	24,193,749	39,543,159	283,100,835
第22計算期間	27,898,017	35,879,829	275,119,023
第23計算期間	34,429,700	39,720,638	269,828,085
第24計算期間	38,597,245	34,719,405	273,705,925

【三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型】

(1)【投資状況】

2025年 7月31日現在

(単位:円)

資産の種類	資産の種類 国/地域 時価語		投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	287,416,302	97.02
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		8,840,149	2.98
純資産総額		296,256,451	100.00

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a評価額上位30銘柄

2025年 7月31日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	日本債券マザーファンド	151,468,508	1.3370	202,528,255	1.3348	202,180,164	68.24
日本	親投資信託受 益証券	日本株式マザーファンド	5,487,470	6.9810	38,308,029	7.2766	39,930,124	13.48
日本	親投資信託受 益証券	三菱UFJ 海外債券アクティブマ ザーファンド	5,881,929	4.0224	23,659,472	4.0327	23,720,055	8.01
日本	親投資信託受 益証券	外国株式マザーファンド	3,683,548	5.7853	21,310,431	5.8601	21,585,959	7.29

⁽注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

2025年 7月31日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.02

合計	97.02	
	1	

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2025年7月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

		純資産	E総額	基準((1万口当たりの	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第15計算期間末日	(2016年 7月22日)	380,195,507	380,195,507	13,766	13,766
第16計算期間末日	(2017年 7月24日)	374,876,435	374,876,435	14,052	14,052
第17計算期間末日	(2018年 7月23日)	386,182,710	386,182,710	14,295	14,295
第18計算期間末日	(2019年 7月22日)	364,107,176	364,107,176	14,266	14,266
第19計算期間末日	(2020年 7月22日)	317,968,134	317,968,134	14,317	14,317
第20計算期間末日	(2021年 7月26日)	346,350,973	346,350,973	15,095	15,095
第21計算期間末日	(2022年 7月22日)	327,915,638	327,915,638	14,735	14,735
第22計算期間末日	(2023年 7月24日)	321,390,805	321,390,805	15,026	15,026
第23計算期間末日	(2024年 7月22日)	299,954,796	299,954,796	15,357	15,357
第24計算期間末日	(2025年 7月22日)	294,796,576	294,796,576	15,108	15,108
	2024年 7月末日	298,025,445		15,239	
	8月末日	305,149,415		15,248	
	9月末日	305,098,818		15,256	
	10月末日	307,914,588		15,396	
	11月末日	303,156,161		15,283	
	12月末日	302,995,554		15,421	
	2025年 1月末日	304,793,323		15,285	
	2月末日	296,677,102		14,998	
	3月末日	292,266,502		14,836	
	4月末日	289,447,191		14,779	
	5月末日	290,709,061		14,907	
	6月末日	300,144,583		15,144	
	7月末日	296,256,451		15,186	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円

第17計算期間	0円
第18計算期間	0円
第19計算期間	0円
第20計算期間	0円
第21計算期間	0円
第22計算期間	0円
第23計算期間	0円
第24計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第15計算期間	0.67
第16計算期間	2.07
第17計算期間	1.72
第18計算期間	0.20
第19計算期間	0.35
第20計算期間	5.43
第21計算期間	2.38
第22計算期間	1.97
第23計算期間	2.20
第24計算期間	1.62

⁽注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第15計算期間	79,225,177	48,354,260	276,194,032
第16計算期間	70,929,412	80,352,094	266,771,350
第17計算期間	94,109,927	90,736,818	270,144,459
第18計算期間	53,516,806	68,427,536	255,233,729
第19計算期間	68,773,843	101,917,408	222,090,164
第20計算期間	83,000,947	75,645,111	229,446,000
第21計算期間	64,573,011	71,478,906	222,540,105
第22計算期間	71,352,253	79,998,708	213,893,650
第23計算期間	46,256,055	64,828,746	195,320,959
第24計算期間	49,028,284	49,220,938	195,128,305

(参考)

日本株式マザーファンド

投資状況

2025年 7月31日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
-------	--------	------	---------

株式	日本	2,627,881,750	97.55
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		65,946,566	2.45
純資産総額		2,693,828,316	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a評価額上位30銘柄

2025年 7月31日現在

2025年 7月31日現在									
国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・ グループ	銀行業	74,200	2,000.00	148,400,000	2,110.50	156,599,100	5.81
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	4,000	27,485.00	109,940,000	27,330.00	109,320,000	4.06
日本	株式	日立製作所	電気機器	22,700	4,410.00	100,107,000	4,697.00	106,621,900	3.96
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	28,900	3,539.00	102,277,100	3,682.00	106,409,800	3.95
日本	株式	古河電気工業	非鉄金属	10,500	7,697.00	80,818,500	9,195.00	96,547,500	3.58
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通 信業	6,800	11,550.00	78,540,000	11,810.00	80,308,000	2.98
日本	株式	川崎重工業	輸送用機 器	6,300	10,355.00	65,236,500	11,120.00	70,056,000	2.60
日本	株式	FOOD & LIFE COMPANIE	小売業	9,000	7,334.00	66,006,000	7,636.00	68,724,000	2.55
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	10,900	5,895.00	64,255,500	6,124.00	66,751,600	2.48
日本	株式	アシックス	その他製 品	18,600	3,499.00	65,081,400	3,568.00	66,364,800	2.46
日本	株式	三井物産	卸売業	20,300	3,030.00	61,509,000	3,100.00	62,930,000	2.34
日本	株式	レゾナック・ホールディング ス	化学	17,100	3,605.00	61,645,500	3,664.00	62,654,400	2.33
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機 器	21,800	2,496.50	54,423,700	2,696.50	58,783,700	2.18
日本	株式	三井住友フィナンシャルグ ループ	銀行業	15,200	3,637.00	55,282,400	3,855.00	58,596,000	2.18
日本	株式	メイコー	電気機器	7,200	6,820.00	49,104,000	7,510.00	54,072,000	2.01
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	1,100	44,440.00	48,884,000	46,380.00	51,018,000	1.89
日本	株式	MARUWA	ガラス・ 土石製品	1,100	48,890.00	53,779,000	45,940.00	50,534,000	1.88
日本	株式	第一三共	医薬品	13,400	3,494.00	46,819,600	3,720.00	49,848,000	1.85
日本	株式	日東紡績	ガラス・ 土石製品	7,400	6,650.00	49,210,000	6,700.00	49,580,000	1.84
日本	株式	トリケミカル研究所	化学	14,200	3,355.00	47,641,000	3,455.00	49,061,000	1.82
日本	株式	デクセリアルズ	化学	22,300	2,143.00	47,788,900	2,197.50	49,004,250	1.82
日本	株式	Sansan	情報・通 信業	25,000	1,972.00	49,300,000	1,927.00	48,175,000	1.79
日本	株式	イビデン	電気機器	7,400	6,249.00	46,242,600	6,460.00	47,804,000	1.77
日本	株式	三菱重工業	機械	12,900	3,410.00	43,989,000	3,630.00	46,827,000	1.74
日本	株式	スズキ	輸送用機 器	27,900	1,635.00	45,616,500	1,666.50	46,495,350	1.73
日本	株式	ディスコ	機械	1,000	43,340.00	43,340,000	45,550.00	45,550,000	1.69
日本	株式	富士電機	電気機器	5,700	6,838.00	38,976,600	7,577.00	43,188,900	1.60
日本	株式	丸紅	卸売業	13,800	2,950.00	40,710,000	3,113.00	42,959,400	1.59
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	4,000	11,345.00	45,380,000	10,350.00	41,400,000	1.54

日本	株式	トライアルホールディングス	小売業	16,400	2,413.00	39,573,200	2,383.00	39,081,200	1.45	
----	----	---------------	-----	--------	----------	------------	----------	------------	------	--

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2025年 7月31日現在

		2020年 77301日兆日
種類 ————	業種	投資比率(%)
株式	食料品	1.17
	化学	7.92
	医薬品	3.68
	ガラス・土石製品	3.72
	非鉄金属	3.58
	機械	5.24
	電気機器	22.40
	輸送用機器	7.81
	精密機器	3.02
	その他製品	3.35
	情報・通信業	8.40
	卸売業	4.90
	小売業	6.65
	銀行業	7.99
	保険業	3.42
	不動産業	0.92
	サービス業	3.38
	小計	97.55
合計		97.55

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

日本債券マザーファンド

投資状況

2025年 7月31日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
国債証券	日本	4,178,785,500	52.68
社債券	日本	3,472,441,000	43.77
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		281,859,718	3.55
純資産総額		7,933,086,218	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a評価額上位30銘柄

2025年 7月31日現在

	1	, ,	1			г	_	20259	三 7月31日	块仕 ┏━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━
国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第166回利付国債 (20年)	230,000,000	85.96	197,712,600	85.62	196,946,700	0.700000	2038/9/20	2.48
日本	国債証券	第143回利付国債 (20年)	140,000,000	102.55	143,574,200	102.08	142,916,200	1.600000	2033/3/20	1.80
日本	国債証券	第148回利付国債 (20年)	140,000,000	101.16	141,626,800	100.69	140,968,800	1.500000	2034/3/20	1.78
日本	国債証券	第186回利付国債 (20年)	150,000,000	86.75	130,126,500	86.60	129,903,000	1.500000	2043/9/20	1.64
日本	国債証券	第183回利付国債 (20年)	150,000,000	86.55	129,826,500	86.40	129,610,500	1.400000	2042/12/20	1.63
日本	国債証券	第 1 5 3 回利付国債 (2 0 年)	130,000,000	98.14	127,591,100	97.73	127,050,300	1.300000	2035/6/20	1.60
日本	国債証券	第178回利付国債 (5年)	120,000,000	100.02	120,026,400	99.71	119,655,600	1.000000	2030/3/20	1.51
日本	国債証券	第5回利付国債(4 0年)	140,000,000	82.55	115,581,200	82.56	115,593,800	2.000000	2052/3/20	1.46
日本	国債証券	第145回利付国債 (20年)	110,000,000	103.16	113,480,400	102.75	113,025,000	1.700000	2033/6/20	1.42
日本	国債証券	第60回利付国債(30年)	160,000,000	68.80	110,094,400	68.82	110,124,800	0.900000	2048/9/20	1.39
日本	国債証券	第160回利付国債 (20年)	120,000,000	89.27	107,125,200	88.86	106,635,600	0.700000	2037/3/20	1.34
日本	国債証券	第140回利付国債 (20年)	100,000,000	103.43	103,433,000	102.98	102,982,000	1.700000	2032/9/20	1.30
日本	社債券	第14回住友信託銀 行劣後特約付	100,000,000	101.02	101,028,000	100.91	100,918,000	2.159000	2026/9/28	1.27
日本	社債券	第3回東急不動産 ホールディングス利 払繰延・期限前償還 条項付	100,000,000	100.34	100,349,000	100.18	100,181,000	2.208000	2060/3/12	1.26
日本	社債券	第 9 回三井住友トラ ストグループ永久債 任意償還条項付	100,000,000	100.33	100,338,000	100.10	100,109,000	2.274000	9999/99/99	1.26
日本	社債券	第12回ロイズ・バ ンキング・グループ 期限前償還条項付	100,000,000	100.09	100,094,000	100.04	100,044,000	1.377000	2027/12/1	1.26
日本	社債券	第23回みずほフィ ナンシャルグループ 永久債任意償還条項 付	100,000,000	100.00	100,000,000	99.95	99,950,000	2.273000	9999/99/99	1.26
日本	社債券	第17回武田薬品工 業	100,000,000	100.23	100,237,000	99.89	99,891,000	1.599000	2030/6/12	1.26
日本	社債券	第 2 4 回ビー・ ピー・シー・イー・ エス・エー期限前償 還条項付	100,000,000	100.04	100,046,000	99.86	99,865,000	1.613000	2028/12/19	1.26
日本	社債券	第25回イオンフィ ナンシャルサービス	100,000,000	100.16	100,162,000	99.83	99,838,000	1.725000	2030/2/27	1.26
日本	社債券	第21回みずほフィ ナンシャルグループ 永久債任意償還条項 付	100,000,000	100.05	100,057,000	99.82	99,829,000	2.164000	9999/99/99	1.26
日本	社債券	第18回クレディ・ アグリコル・エス・ エー(2025)	100,000,000	99.91	99,914,000	99.82	99,820,000	1.562000	2029/1/17	1.26
									_	

							1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	一分 和古書	1 (月日記
日本	社債券	第1回日本生命第9 回劣後ローン利払繰 延・期限前償還条項 付	100,000,000	99.88	99,880,000	99.76	99,760,000	1.824000	2054/8/2	1.26
日本	社債券	第21回クレディ・ アグリコル・エス・ エー(2025)	100,000,000	99.85	99,856,000	99.75	99,750,000	1.552000	2029/6/5	1.26
日本	社債券	第34回SBIホー ルディングス	100,000,000	99.73	99,739,000	99.69	99,693,000	0.950000	2026/6/5	1.26
日本	社債券	第 1 9 回みずほフィ ナンシャルグループ 永久債任意償還条項 付	100,000,000	99.80	99,804,000	99.59	99,596,000	2.036000	9999/99/99	1.26
日本	社債券	第27回アサヒグ ループホールディン グス	100,000,000	99.87	99,875,000	99.53	99,537,000	1.329000	2030/5/2	1.25
日本	社債券	第10回ロイズ・バ ンキング・グループ 期限前償還条項付	100,000,000	99.59	99,591,000	99.52	99,527,000	1.247000	2028/5/26	1.25
日本	社債券	第30回JERA	100,000,000	99.69	99,698,000	99.49	99,492,000	1.125000	2028/4/25	1.25
日本	社債券	第41回SBIホー ルディングス	100,000,000	99.63	99,631,000	99.46	99,460,000	1.450000	2028/1/21	1.25

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

2025年 7月31日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	52.68
社債券	43.77
合計	96.45

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの該当事項はありません。

外国株式マザーファンド

投資状況

2025年 7月31日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
株式	アメリカ	25,341,063,854	67.18
	オランダ	1,805,772,497	4.79
	フランス	1,801,266,417	4.77
	イギリス	1,626,336,508	4.31
	ドイツ	1,514,560,806	4.01
	香港	797,587,533	2.11
	台湾	667,445,625	1.77
	スイス	625,454,640	1.66
	デンマーク	405,107,569	1.07
	スウェーデン	375,923,144	1.00

有価証券報告書(内国投資<u>信託</u>受益証券)

	シンガポール	273,325,467	0.72
	アイルランド	268,285,098	0.71
	小計	35,502,129,158	94.11
投資証券	アメリカ	906,303,258	2.40
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		1,315,164,469	3.49
純資産総額		37,723,596,885	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a評価額上位30銘柄

2025年 7日31日現在

							20	025年 7月31日	現在
国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェ ア・サービ ス	36,029	76,197.86	2,745,332,820	76,672.92	2,762,448,764	7.32
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費 財・サービ ス流通・小 売り	65,848	34,273.58	2,256,847,321	34,388.08	2,264,386,562	6.00
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半 導体製造装 置	65,068	25,602.45	1,665,900,750	26,781.14	1,742,595,562	4.62
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロ ジー・ハー ドウェアお よび機器	41,688	31,742.38	1,323,276,637	31,229.97	1,301,915,385	3.45
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・ 娯楽	10,692	106,509.09	1,138,795,237	103,857.42	1,110,443,555	2.94
アメリカ	投資証券	AMERICAN TOWER CORP		22,431	33,836.83	758,994,046	31,183.66	699,480,870	1.85
アメリカ	株式	SCHWAB (CHARLES) CORP	金融サービ ス	47,264	14,378.78	679,599,012	14,725.37	695,979,996	1.84
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	27,800	24,553.74	682,593,983	24,986.97	694,637,805	1.84
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	半導体・半 導体製造装 置	115,000	5,778.75	664,556,250	5,803.87	667,445,625	1.77
アメリカ	株式	INTERCONTINENTAL EXCHANGE	金融サービ ス	23,373	27,011.20	631,332,915	27 ,747 .69	648,546,959	1.72
アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	37,132	16,141.58	599,369,501	16,716.74	620,726,027	1.65
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	85,122	7,093.03	603,773,513	7,164.74	609,877,373	1.62
アメリカ	株式		一般消費 財・サービ ス流通・小 売り	16,799	33,237.55	558,357,676	33,975.76	570,758,922	1.51
アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	46,690	12,053.84	562,794,040	12,217.11	570,417,062	1.51
アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービ ス	6,653	82,859.16	551,262,015	83,525.44	555,694,772	1.47
オランダ	株式	FERROVIAL SE	資本財	68,374	7,738.38	529,104,677	7,748.63	529,805,169	1.40
アメリカ	株式	WALT DISNEY CO/THE	メディア・ 娯楽	29,452	18,052.28	531,675,975	17,858.08	525,956,190	1.39
ドイツ	株式	SIEMENS AG-REG	資本財	12,769	38,341.91	489,587,880	39,093.21	499,181,230	1.32
アメリカ	株式	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	金融サービ ス	40,277	11,963.15	481,839,841	12,046.80	485,209,350	1.29

							日岡皿刀	<u> 報古書(内国技</u>	<u> </u>
アメリカ	株式	ACCENTURE PLC-CL A	ソフトウェ ア・サービ ス		42,119.83	491,159,424	40,932.86	477,318,081	1.27
アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス		60,493.98	383,047,923	71,300.85	451,477,040	1.20
アメリカ	株式	BURLINGTON STORES INC	一般消費 財・サービ ス流通・小 売り		40,919.41	416,886,999	41,959.16	427,480,017	1.13
アメリカ	株式	BAKER HUGHES CO	エネルギー	62,326	5,953.19	371,038,613	6,801.72	423,924,418	1.12
スイス	株式	UBS GROUP AG-REG	金融サービ ス	74,352	5,354.35	398,107,314	5,684.87	422,681,840	1.12
フランス	株式	SANOFI	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス	,	14,052.72	404,367,162	14,602.54	420,188,089	1.11
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半 導体製造装 置		106,565.07	411,341,190	107,145.62	413,582,113	1.10
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・バ イオテクノ ロジー・ラ イフサイエ ンス		27,614.74	403,396,143	28,281.02	413,129,153	1.10
アメリカ	株式	INGERSOLL-RAND INC	資本財	32,161	12,532.32	403,052,171	12,811.68	412,036,646	1.09
香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	283,800	1,319.03	374,342,700	1,412.23	400,792,293	1.06
イギリス	株式	BARCLAYS PLC	銀行	539,267	698.29	376,568,549	742.23	400,264,190	1.06

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

2025年 7月31日現在

	2025年 /月31日現任
業種	投資比率(%)
エネルギー	3.30
素材	1.86
資本財	10.84
耐久消費財・アパレル	1.02
消費者サービス	3.21
メディア・娯楽	5.39
一般消費財・サービス流通・小売り	8.65
食品・飲料・タバコ	2.19
ヘルスケア機器・サービス	1.05
医薬品・バイオテクノロジー・ライフ サイエンス	7.86
銀行	5.61
金融サービス	8.65
保険	3.81
ソフトウェア・サービス	11.29
テクノロジー・ハードウェアおよび機 器	3.95
電気通信サービス	0.88
公益事業	3.91
半導体・半導体製造装置	10.65
	エネルギー 素材 資本財 耐久消費財・アパレル 消費者サービス メディア・娯楽 一般消費財・サービス流通・小売り 食品・飲料・タバコ ヘルスケア機器・サービス 医薬イエンス 銀行 金融サービス 保険 ソフトウェア・サービス テクノロジー・ハードウェアおよび機器 電気通信サービス 公益事業

	小計	94.11
投資証券		2.40
合計		96.51

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの該当事項はありません。

三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド

投資状況

2025年 7月31日現在

(単位:円)

	-		(単位:円)
資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	9,135,647,859	19.11
	スペイン	3,953,532,314	8.27
	イタリア	3,278,411,558	6.86
	イギリス	3,134,241,242	6.56
	フランス	2,820,878,765	5.90
	ドイツ	2,796,121,949	5.85
	メキシコ	2,279,405,486	4.77
	中国	1,134,793,455	2.37
	オーストラリア	1,064,616,086	2.23
	カナダ	914,926,592	1.91
	ポーランド	798,857,256	1.67
	オランダ	668,057,469	1.40
	ベルギー	667,483,606	1.40
	ポルトガル	286,572,664	0.60
	アイルランド	209,204,756	0.44
	マレーシア	199,335,511	0.42
	シンガポール	191,847,409	0.40
	ニュージーランド	166,989,816	0.35
	イスラエル	110,991,028	0.23
	スウェーデン	88,567,841	0.19
	ノルウェー	75,020,682	0.16
	小計	33,975,503,344	71.08
特殊債券	アメリカ	9,803,445,072	20.51
社債券	アメリカ	150,267,717	0.31
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		3,867,363,187	8.10
純資産総額	'	47,796,579,320	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

2025年 7月31日現在

(単位:円)

資産の種類	建別	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
債券先物取引	買建	アメリカ	994,937,400	2.08
	買建	オーストラリア	876,221,194	1.83

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

2025年 7月31日現在

								20254	E 7月31日	- 坎江
国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	3.5 T-NOTE 330215	16,000,000	14,160.40	2,265,664,846	14,272.87	2,283,659,581	3.500000	2033/2/15	4.78
スペイン	国債証券	0.8 SPAIN GOVT 290730	11,800,000	15,935.97	1,880,444,992	16,025.83	1,891,048,891	0.800000	2029/7/30	3.96
メキシコ	国債証券	7.5 MEXICAN BONOS 330526	215,000,000	718.67	1,545,144,837	720.42	1,548,922,837	7.500000	2033/5/26	3.24
アメリカ	国債証券	4.25 T-NOTE 341115	9,500,000	14,713.64	1,397,796,479	14,839.79	1,409,780,599	4.250000	2034/11/15	2.95
イタリア	国債証券	3.65 ITALY GOVT 350801	8,100,000	16,930.98	1,371,409,531	17,295.05	1,400,899,241	3.650000	2035/8/1	2.93
アメリカ	国債証券	3 T-BOND 441115	12,000,000	11,341.04	1,360,925,393	11,356.55	1,362,786,928	3.000000	2044/11/15	2.85
イタリア	国債証券	4.4 ITALY GOVT 330501	7,300,000	18,673.22	1,363,145,060	18,525.86	1,352,388,479	4.400000	2033/5/1	2.83
アメリカ	特殊債券	5.5 G2 MB036 5505 MB0366	8,954,565.12	14,835.92	1,328,492,198	14,906.16	1,334,781,807	5.500000	2055/5/20	2.79
アメリカ	特殊債券	5.5 G2 MB030 5504 MB0308	8,918,369.91	14,852.35	1,324,587,851	14,906.16	1,329,386,491	5.500000	2055/4/20	2.78
アメリカ	特殊債券	0.875 IBRD 300514	10,000,000	12,477.04	1,247,704,951	12,936.05	1,293,605,357	0.875000	2030/5/14	2.71
フランス	国債証券	2.75 O.A.T 300225	7,500,000	17,203.88	1,290,291,158	17,201.00	1,290,075,629	2.750000	2030/2/25	2.70
ドイツ	国債証券	2.2 SCHATS 270311	7,300,000	17,150.13	1,251,959,490	17,152.88	1,252,160,297	2.200000	2027/3/11	2.62
アメリカ	国債証券	4.125 T-NOTE 310731	8,000,000	14,774.67	1,181,973,680	14,989.47	1,199,158,203	4.125000	2031/7/31	2.51
スペイン	国債証券	0.7 SPAIN GOVT 320430	8,000,000	14,900.49	1,192,039,900	14,860.16	1,188,813,148	0.700000	2032/4/30	2.49
イギリス	国債証券	0.625 GILT 350731	7,500,000	13,530.33	1,014,774,838	13,553.54	1,016,516,165	0.625000	2035/7/31	2.13
オースト ラリア	国債証券	4.5 AUST GOVT 330421	9,700,000	9,831.34	953,640,268	9,939.62	964,143,355	4.500000	2033/4/21	2.02
フランス	国債証券	4.75 O.A.T 350425	5,000,000	18,939.59	946,979,500	19,099.71	954,985,882	4.750000	2035/4/25	2.00
アメリカ	特殊債券	6 G2 MB0486 5507 MB0486	6,000,000	15,144.41	908,664,675	15,163.16	909,790,057	6.000000	2055/7/20	1.90
アメリカ	特殊債券	6 G2 MB0425 5506 MB0425	5,986,158.42	15,133.20	905,897,744	15,150.81	906,951,796	6.000000	2055/6/20	1.90
アメリカ	特殊債券	5.5 G2 MB025 5503 MB0259	5,946,632.82	14,937.50	888,278,640	14,906.16	886,414,605	5.500000	2055/3/20	1.85
アメリカ	特殊債券	5.5 G2 MA996 5410 MA9965	5,757,640.86	14,916.59	858,843,765	14,911.02	858,523,530	5.500000	2054/10/20	1.80
カナダ	国債証券	2.75 CAN GOVT 330601	8,200,000	10,510.99	861,901,774	10,354.70	849,085,885	2.750000	2033/6/1	1.78

									1 (1) [1]	
アメリカ		6 G2 MA9966 5410 MA9966	5,394,967.5	15,104.82	814,900,285	15,150.81	817,381,553	6.000000	2054/10/20	1.71
イギリス	国債証券	4.625 GILT 340131	4,000,000	20,135.20	805,408,047	20,023.06	800,922,478	4.625000	2034/1/31	1.68
ポーラン ド		2.75 POLAND 291025	21,500,000	3,641.98	783,026,989	3,715.61	798,857,256	2.750000	2029/10/25	1.67
アメリカ		4.625 T-BOND 550215	5,500,000	15,421.21	848,167,094	14,299.42	786,468,323	4.625000	2055/2/15	1.65
ドイツ	国債証券	0 BUND 320215	5,000,000	14,729.91	736,495,975	14,621.54	731,077,463	0.000000	2032/2/15	1.53
アメリカ		3.125 T-BOND 440815	6,000,000	11,867.61	712,056,697	11,627.91	697,674,647	3.125000	2044/8/15	1.46
オランダ		2.5 NETH GOVT 340715	4,000,000	16,761.46	670,458,412	16,701.43	668,057,469	2.500000	2034/7/15	1.40
ベルギー		2.85 BEL GOVT 341022	4,000,000	16,770.63	670,825,524	16,687.09	667,483,606	2.850000	2034/10/22	1.40

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

2025年 7月31日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	71.08
特殊債券	20.51
社債券	0.31
合計	91.91

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

2025年 7月31日現在

資産の 種類	地域	取引所名	資産の名称	建別	数量	通貨	簿価金額	簿価金額(円)	評価金額	評価金額(円)	投資比率 (%)
債券先 物取引		シカゴ商品 取引所	NOTE10Y 2509	買建	60	アメリカ ドル	6,727,887.2	1,005,079,069	6,660,000	994,937,400	2.08
		シドニー先 物取引所	AUST10Y 2509	買建		オースト ラリアド ル	9,162,662.4	881,631,375	9,106,435.2	876,221,194	1.83

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該投資資産の評価金額の比率です。

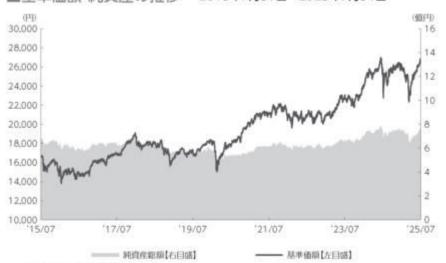
参考情報



2025年7月31日現在

三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型

■基準価額・純資産の推移 2015年7月31日~2025年7月31日



・基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	26,863円
純資産総額	7.6億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

一つ日についまい	
2025年 7月	0円
2024年 7月	0円
2023年 7月	0円
2022年 7月	0円
2021年 7月	0円
2020年 7月	0円
設定来累計	0円
- / NETANIA TO PONICE A	1 BM 75 Lees

分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

資産別構成	比率		組入上位通貨	比率
国内株式	39.4%	1	円	69.8%
国内債券	25.3%	2	アメリカドル	19.3%
外国株式	19.8%	3	ユーロ	6.2%
外国債券	9.1%	4	イギリスポンド	1,496
		5	メキシコペソ	0.5%
	97	6	香港ドル	0.4%
	- 2	7	ニュー台湾ドル	0.4%
コールローン他		8	スイスフラン	0.3%
負債控除後)	6.4%	9	オーストラリアドル	0.3%
숨함	100.0%	10	中国元	0.2%

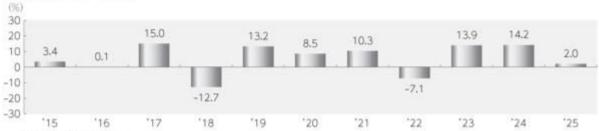
種類	業種/種別	国·地域	比率
株式	銀行業	日本	2.3%
株式	電気機器	日本	1,6%
株式	電気機器	日本	1.6%
株式	電気機器	日本	1.6%
株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	1.5%
債券	国債	日本	0.7%
債券	国債	アメリカ	0.5%
債券	国債	日本	0.5%
債券	国債	日本	0,5%
債券	国債	日本	0.4%
	株式 株式 株式 大式 大式 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	株式 銀行業 株式 電気機器 株式 電気機器 株式 電気機器 株式 ソフトウェア・サービス 債券 国債 債券 国債 債券 国債	株式 銀行業 日本 株式 電気機器 日本 株式 電気機器 日本 株式 地域器 日本 株式 ソフトウェア・ピーズス アメリカ 原券 債券 国債 日本 債券 国債 日本 債券 国債 日本 債券 国債 日本 債券 国債 日本

その他資産の状	況	比率
債券先物取引	(興建)	0.4%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- •投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- ・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- ・外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した 業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。

「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移

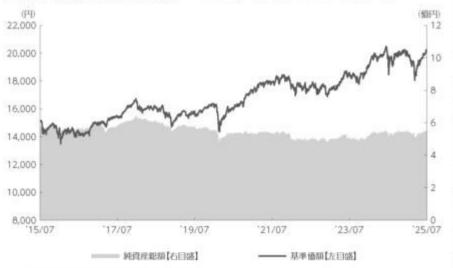


- 収益率は基準価額で計算
- •2025年は年初から7月31日までの収益率を表示
- •ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型

■基準価額・純資産の推移 2015年7月31日~2025年7月31日



•基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	20,271円
純資産総額	5.5億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

一 フリロロヘン 3 圧 4 シ	
2025年 7月	0円
2024年 7月	0円
2023年 7月	0円
2022年 7月	0円
2021年 7月	0円
2020年 7月	0円
設定来累計	0円

[•]分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

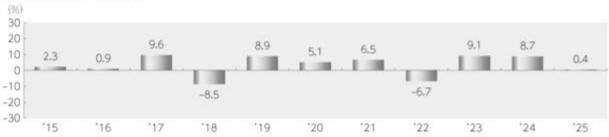
ロモッソハバ	/ u	
比率	組入上位通貨	比率
25.7%	1 円	76.6%
45.5%	2 アメリカドル	14.5%
14.0%	3 ユーロ	5.0%
8.3%	4 イギリスボンド	1.2%
	5 メキシコペソ	0.4%
	6 香港ドル	0.3%
	7 オーストラリアドル	U 0.3%
	8 ニュー台湾ドル	0.3%
6,5%	9 スイスフラン	0.2%
100.0%	10 中国元	0.2%
	25.7% 45.5% 14.0% 8.3%	25.7% 1 円 45.5% 2 アメリカドル 14.0% 3 ユーロ 8.3% 4 イギリスポンド 5 メキシコペン 6 香港ドル 7 オーストラリアドル 8 エュー台湾ドル 6.5% 9 スイスフラン

粗入上位銘柄	相類	異種/種別	国·地域	比率
三菱UFJフィナンシャル・グルーフ	株式	銀行業	日本	1,5%
東京エレクトロン	株式	電気機器	日本	1,1%
MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	1.1%
日立製作所	株式	電気機器	日本	1.0%
ソニーグループ	株式	電気機器	日本	1.0%
第166回利付国債(20年)	債券	国債	日本	1.2%
第143回利付国債(20年)	債券	国債	日本	0.9%
第148回利付国債(20年)	債券	国債	日本	0.8%
第186回利付国債(20年)	債券	国債	日本	0.8%
第183回利付国債(20年)	債券	凹債	日本	0.8%

その他資産のも	対況	比率
債券先物取引	(資建)	0.4%

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- •投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- ・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- •外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した 業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰腹します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移

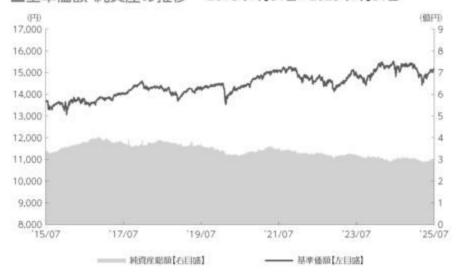


- 収益率は基準価額で計算
- 2025年は年初から7月31日までの収益率を表示ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型

■基準価額・純資産の推移 2015年7月31日~2025年7月31日



84.8% 8.9% 3.7% 0.8% 0.4% 0.2% 0.2% 0.2% 0.2%

・基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	15,186円
純資産総額	2.9億円

•純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

2025年 7月	0円
2024年 7月	0円
2023年 7月	0円
2022年 7月	0円
2021年 7月	0円
2020年 7月	0円
設定来累計	0円
The second secon	

・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

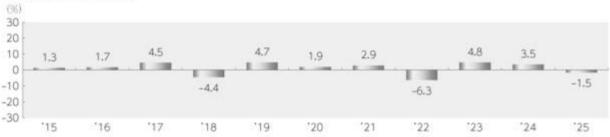
資産別構成	比率		組入上位通貨
国内株式	13,1%	1	円
国内債券	65.8%	2	アメリカドル
外国株式	7.0%	3	ユーロ
外国債券	7,4%	4	イギリスボンド
		5	メキシコペソ
		6	オーストラリアドル
		7	中国元
コールローン他		8	カナダドル
(負債控除後)	6.7%	9	香港ドル
合計	100.0%	10	ポーランドズロチ

組入上位銘柄	種類	業種/種別	国-地域	比率
三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	日本	0.8%
東京エレクトロン	株式	電気機器	日本	0.5%
MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	0.5%
日立製作所	株式	電気機器	日本	0.5%
ソニーグループ	株式	電気機器	日本	0.5%
第166回利付国債(20年)	債券	国債	日本	1,7%
第143回利付国債(20年)	債券	国債	日本	1,2%
第148回利付国債(20年)	債券	田債	日本	1.2%
第186回利付国債(20年)	債券	国債	日本	1.1%
第183回利付国債(20年)	債券	国債	日本	1,196

その他資産の状況	比率
債券先物取引 (買建)	0.3%

- •各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- •投資信託証券(リートを含む)の組入れがある場合、株式に含めて表示
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。
- ・国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの
- •外国株式の業種は、GICS(世界産業分類基準)によるもの。Global Industry Classification Standard ("GICS")は、MSCI Inc.とS&Pが開発した 業種分類です。GICSに関する知的財産所有権はMSCI Inc.およびS&Pに帰属します。
- 「国・地域」は原則、発行通貨ベースで分類しています。(ただし、発行通貨がユーロの場合は発行地)

■年間収益率の推移



- •収益率は基準価額で計算
- •2025年は年初から7月31日までの収益率を表示
- •ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。 運用状況等は、委託会社のホームページ等で聞示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】 申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

1円以上1円単位

申込価額

取得申込受付日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込価額の照会方法

申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/

申込手数料

ありません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込(販売) 手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金(解約)手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

1口単位

解約価額

解約請求受付日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金(解約)手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額:受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(資産の評価方法)

- ・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券 原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場(外国で取引されているものについ ては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場)で評価 します。
- ・転換社債/転換社債型新株予約権付社債 原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会 発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情

三菱UFJアセットマネジメント株式会社(E11518)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

報会社の提供する価額のいずれかの価額(外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額)で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融商品 取引業者・銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)または価格情報会社の提供する価 額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

- ・投資信託証券(上場投資信託証券/不動産投資信託証券を除く。) 原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
- ・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

· 外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間:営業日の9:00~17:00)

ホームページアドレス https://www.am.mufg.jp/

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限(2002年1月31日設定)

繰上償還が決定した場合、2026年3月12日まで(2002年1月31日設定)となります。 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。

(4)【計算期間】

毎年7月23日から翌年7月22日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合、各計 算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。 なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。 (任意償還)

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、 またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業 務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ま す。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに したがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間(1ヵ月以上)内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します(ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。)。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約は、契約締結の日から1年間とし、期間満了の6ヵ月前までに相手方に対し書面による契約終了の申し出がない限り、1年間自動的に延長されるものとし、その後もまた同様とします。

運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者 に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還 等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

https://www.am.mufg.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の 公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1)収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額 再投資されます。

(2)償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日以内)から、販売会社において、受益者に支払います。 ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3)換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金(解約)請求する権利を有します。 くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に 関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
 - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2024年7月23日から2025年7月22日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。
- 1【財務諸表】

【三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型】

(1)【貸借対照表】

		<u>(単位:円)</u>
	第23期	第24期
	[2024年 7月22日現在]	[2025年 7月22日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,614,143	28,232,824
親投資信託受益証券	736,268,908	731,308,458
未収入金	2,038,266	106,657
未収利息	52	358
流動資産合計	767,921,369	759,648,297
資産合計	767,921,369	759,648,297
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,917,290	5,101,447
未払受託者報酬	319,576	309,573
未払委託者報酬	5,672,365	5,494,855
その他未払費用	14,320	13,867
流動負債合計	8,923,551	10,919,742
負債合計	8,923,551	10,919,742
純資産の部		
元本等		
元本	290,325,914	284,017,068
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	468,671,904	464,711,487
(分配準備積立金)	228,694,450	199,899,566
元本等合計	758,997,818	748,728,555
純資産合計	758,997,818	748,728,555
負債純資産合計	767,921,369	759,648,297

(2)【損益及び剰余金計算書】

(2)【原血及O和水型的并自】		
		(単位:円 <u>)</u>
	第23期 自 2023年 7月25日 至 2024年 7月22日	第24期 自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日
営業収益		
受取利息	5,706	76,392
有価証券売買等損益	108,908,351	14,865,607
営業収益合計	108,914,057	14,941,999
営業費用		
支払利息	3,917	-
受託者報酬	613,516	634,670
委託者報酬	10,889,832	11,265,185
その他費用	27,482	28,436
営業費用合計	11,534,747	11,928,291
営業利益又は営業損失()	97,379,310	3,013,708
経常利益又は経常損失()	97,379,310	3,013,708
当期純利益又は当期純損失()	97,379,310	3,013,708
ー部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	6,460,640	5,070,159
期首剰余金又は期首欠損金()	372,480,491	468,671,904
剰余金増加額又は欠損金減少額	65,212,879	68,798,711
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	65,212,879	68,798,711
剰余金減少額又は欠損金増加額	59,940,136	80,842,995
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	59,940,136	80,842,995
分配金	<u> </u>	<u> </u>
期末剰余金又は期末欠損金()	468,671,904	464,711,487

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 1.有価証券の評価基準及び評価方法

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

		第23期 [2024年 7月22日現在]	第24期 [2025年 7月22日現在]
1.	期首元本額	290,834,678円	290,325,914円
	期中追加設定元本額	46,120,956円	43,898,327円
	期中一部解約元本額	46,629,720円	50,207,173円
2 .	受益権の総数	290,325,914□	284,017,068□

(損益及び剰余金計算書に関する注記)						
第23期 自 2023年 7月25日 至 2024年 7月22日				第24期 自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日		
1.運用に係る権限を委託する	るための費用		1.	運用に係る権限を委託する	るための費用	
「外国株式マザーファン る権限の全部または一部 て、親投資信託の純資産 占める当投資信託に領 に対し年10,000分の45の ³ から支弁しております。	を委託するために 総額に親投資信託 る受益権口数の割	要する費用とし の受益権総口数に 合に乗じて得た額	する費用とし る権限の全部または一部を委託するために要する費用とし 受益権総口数に て、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額 に乗じて得た額 に対し年10,000分の45以内の率を乗じて得た額を委託者報酬			要する費用とし
2.分配金の計算過程			2.	2.分配金の計算過程		
項目				項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	10,127,518円		費用控除後の配当等収益額	Α	5,003,074円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	80,791,152円		費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	3,080,793円
収益調整金額	С	262,935,162円		収益調整金額	С	289,221,484円
分配準備積立金額	D	137,775,780円		分配準備積立金額	D	191,815,699円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	491,629,612円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	489,121,050円
当ファンドの期末残存口数	F	290,325,914□		当ファンドの期末残存口数	F	284,017,068□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	16,933円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	17,221円
1万口当たり分配金額	Н	円		1万口当たり分配金額	Н	円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円		収益分配金金額	I=F*H/10,000	円

(金融商品に関する注記) 1 金融商品の状況に関する事項

区分	第23期 自 2023年 7月25日 至 2024年 7月22日	第24期 自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日
	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
	当ファンドは、親投資信託受益証券に 投資しております。当該投資対象は、価 格変動リスク等の市場リスク、信用リス クおよび流動性リスクに晒されておりま す。	同左
	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等理を行っておりによってありままが、 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリングによりリスクでである。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	第23期 [2024年 7月22日現在]	第24期 [2025年 7月22日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はあ りません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	同左
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、該当事項はあり ません。	同左
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品(コールローン 等)は、短期間で決済され、時価は帳簿 価額と近似していることから、当該金融 商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定 の前提条件等を採用しているため、異な る前提条件等によった場合、当該価額が 異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第23期 [2024年 7月22日現在]	第24期 [2025年 7月22日現在]	
作里大 只	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	97,402,861	26,175,341	
合計	97,402,861	26,175,341	

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(10当たり情報)

	第23期 [2024年 7月22日現在]	第24期 [2025年 7月22日現在]	
1口当たり純資産額	2.6143円	2.6362円	
(1万口当たり純資産額)	(26,143円)	(26,362円)	

(追加情報)

第23期	第24期
自 2023年 7月25日	自 2024年 7月23日
至 2024年 7月22日	至 2025年 7月22日
	当ファンドは、信託約款に基づき信託契約の解約を行うことを2025年6月12日付で社内規定に基づき決裁しました。当ファンドは2026年3月12日に償還する予定です。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表 (1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド	18,619,202	74,893,878	
	日本株式マザーファンド	43,389,529	302,902,301	

EDINET提出書類

三菱UFJアセットマネジメント株式会社(E11518)

有価証券報告書 (内国投資信託受益証券)

			7 ILIU
日本債券マザーファンド	149,173,700	199,460,154	
外国株式マザーファンド	26,628,200	154,052,125	
合計	237,810,631	731,308,458	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

【三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円 <u>)</u>
	第23期 [2024年 7月22日現在]	第24期 [2025年 7月22日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	20,220,936	20,141,322
親投資信託受益証券	525,313,505	531,965,741
未収入金	58,122	105,268
未収利息	35_	255
流動資産合計	545,592,598	552,212,586
資産合計	545,592,598	552,212,586
負債の部		
流動負債		
未払解約金	60,840	10,017
未払受託者報酬	203,016	203,600
未払委託者報酬	3,712,259	3,722,912
その他未払費用	10,377	10,414
流動負債合計	3,986,492	3,946,943
負債合計	3,986,492	3,946,943
純資産の部		
元本等		
元本	269,828,085	273,705,925
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	271,778,021	274,559,718
(分配準備積立金)	134,198,230	119,268,862
元本等合計	541,606,106	548,265,643
純資産合計	541,606,106	548,265,643
負債純資産合計	545,592,598	552,212,586

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第23期 自 2023年 7月25日 至 2024年 7月22日	第24期 自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日
営業収益		
受取利息	4,081	56,916
有価証券売買等損益	48,753,224	6,509,075
営業収益合計	48,757,305	6,565,991
営業費用		
支払利息	2,913	-
受託者報酬	396,512	411,875
委託者報酬	7,250,278	7,531,195
その他費用	20,264	21,062
営業費用合計	7,669,967	7,964,132
営業利益又は営業損失()	41,087,338	1,398,141
経常利益又は経常損失()	41,087,338	1,398,141
当期純利益又は当期純損失()	41,087,338	1,398,141
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	2,387,729	2,443,484
期首剰余金又は期首欠損金()	235,468,248	271,778,021
剰余金増加額又は欠損金減少額	31,671,761	36,565,715
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	31,671,761	36,565,715
剰余金減少額又は欠損金増加額	34,061,597	34,829,361
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	34,061,597	34,829,361
分配金	<u> </u>	_
期末剰余金又は期末欠損金()	271,778,021	274,559,718

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価 1.有価証券の評価基準及び評価方法 額で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第23期 [2024年 7月22日現在]	第24期 [2025年 7月22日現在]
1. 期首元本額	275,119,023円	269,828,085円
期中追加設定元本額	34,429,700円	38,597,245円
期中一部解約元本額	39,720,638円	34,719,405円
2. 受益権の総数	269,828,085□	273,705,925□

(損益及び剰余金計算書に関する注記)						
第23期 自 2023年 7月25日 至 2024年 7月22日				第24期 自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日		
1.運用に係る権限を委託する	 るための費用		1.	運用に係る権限を委託する		
「外国株式マザーファン る権限の全部または一部 て、親投資信託の純資産 占める当投資信託に領 に対し年10,000分の45の ³ から支弁しております。	を委託するために	要する費用とし	「外国株式マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用とし			要する費用とし 財産の純資産総額
2.分配金の計算過程			2.	2.分配金の計算過程		
項目				項目		
費用控除後の配当等収益額	Α	6,174,615円		費用控除後の配当等収益額	Α	1,001,499円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	32,524,994円		費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	43,844円
収益調整金額	С	149,139,943円		収益調整金額	С	169,290,358円
分配準備積立金額	D	95,498,621円		分配準備積立金額	D	118,223,519円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	283,338,173円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	288,559,220円
当ファンドの期末残存口数	F	269,828,085□		当ファンドの期末残存口数	F	273,705,925□
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,500円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,542円
1万口当たり分配金額	Н	円		1万口当たり分配金額	Н	円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	円		収益分配金金額	I=F*H/10,000	円

(金融商品に関する注記) 1 金融商品の状況に関する事項

1 金融同田の状況に関する事項					
区分	第23期 自 2023年 7月25日 至 2024年 7月22日	第24期 自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日			
	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左			
	当ファンドは、親投資信託受益証券に 投資しております。当該投資対象は、価 格変動リスク等の市場リスク、信用リス クおよび流動性リスクに晒されておりま す。	同左			
	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング 等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左			

金融商品の時価等に関する事項

区分	第23期 [2024年 7月22日現在]	第24期 [2025年 7月22日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はあ りません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	同左
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、該当事項はあり ません。	同左
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品(コールローン 等)は、短期間で決済され、時価は帳簿 価額と近似していることから、当該金融 商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定 の前提条件等を採用しているため、異な る前提条件等によった場合、当該価額が 異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第23期 [2024年 7月22日現在]	第24期 [2025年 7月22日現在]	
个里 光只	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	41,508,038	10,516,445	
合計	41,508,038	10,516,445	

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(10当たり情報)

	第23期 [2024年 7月22日現在]	第24期 [2025年 7月22日現在]	
1口当たり純資産額	2.0072円	2.0031円	
(1万口当たり純資産額)	(20,072円)	(20,031円)	

(追加情報)

第23期	第24期	
自 2023年 7月25日	自 2024年 7月23日	
至 2024年 7月22日	至 2025年 7月22日	
	当ファンドは、信託約款に基づき信託契約の解約を行うことを2025年6月12日付で社内規定に基づき決裁しました。当ファンドは2026年3月12日に償還する予定です。	

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表 (1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益 証券	三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド	12,382,670	49,808,051	
	日本株式マザーファンド	20,435,944	142,663,325	

EDINET提出書類

三菱UFJアセットマネジメント株式会社(E11518)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

		1317##2318711 (137)	~ · · · · · ·
日本債券マザーファンド	193,526,512	258,764,299	
外国株式マザーファンド	13,954,344	80,730,066	
合計	240,299,470	531,965,741	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

【三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型】

(1)【貸借対照表】

		(単位:円)
	第23期 [2024年 7月22日現在]	第24期 [2025年 7月22日現在]
No. 1.	[2024年 7月22日現在]	[2025年 7月22日現在]
資産の部		
流動資産	40.047.440	40, 400, 400
コール・ローン	10,817,443	10,496,109
親投資信託受益証券	290,968,498	286,020,524
未収入金	20,571	48,244
未収利息	19	133
流動資産合計	301,806,531	296,565,010
資産合計	301,806,531	296,565,010
負債の部		
流動負債		
未払解約金	61,790	-
未払受託者報酬	97,323	96,148
未払委託者報酬	1,686,843	1,666,581
その他未払費用	5,779	5,705
流動負債合計	1,851,735	1,768,434
負債合計	1,851,735	1,768,434
純資産の部		
元本等		
元本	195,320,959	195,128,305
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	104,633,837	99,668,271
(分配準備積立金)	17,727,529	14,608,776
元本等合計	299,954,796	294,796,576
純資産合計	299,954,796	294,796,576
負債純資産合計	301,806,531	296,565,010

(2)【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第23期 自 2023年 7月25日 至 2024年 7月22日	第24期 自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日
受取利息	2,238	31,731
有価証券売買等損益	10,121,186	1,389,531
その他収益	<u>-</u>	290
営業収益合計	10,123,424	1,357,510
三 営業費用		
支払利息	1,801	-
受託者報酬	200,589	197,242
委託者報酬	3,476,737	3,418,811
その他費用	11,914	11,709
営業費用合計	3,691,041	3,627,762
営業利益又は営業損失()	6,432,383	4,985,272
経常利益又は経常損失()	6,432,383	4,985,272
当期純利益又は当期純損失()	6,432,383	4,985,272
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 約に伴う当期純損失金額の分配額()	320,379	1,084,545
期首剰余金又は期首欠損金()	107,497,155	104,633,837
剰余金増加額又は欠損金減少額	23,543,851	25,196,371
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	23,543,851	25,196,371
剰余金減少額又は欠損金増加額	32,519,173	26,261,210
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	32,519,173	26,261,210
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	104,633,837	99,668,271

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価 1.有価証券の評価基準及び評価方法 額で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第23期 [2024年 7月22日現在]	第24期 [2025年 7月22日現在]
1. 期首元本額	213,893,650円	195,320,959円
期中追加設定元本額	46,256,055円	49,028,284円
期中一部解約元本額	64,828,746円	49,220,938円
2. 受益権の総数	195,320,959□	195,128,305□

(損益	(損益及び剰余金計算書に関する注記)						
第23期 自 2023年 7月25日 至 2024年 7月22日				第24期 自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日			
1.運用に係る権限を委託するための費用		1.	運用に係る権限を委託する				
「外国株式マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、親投資信託の純資産総額に親投資信託の受益権総口数に占める当投資信託に属する受益権口数の割合に乗じて得た額に対し年10,000分の45の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。			「外国株式マザーファン る権限の全部または一部を て、信託財産に属する同業 に対し年10,000分の45以内 の中から支弁しております	を委託するために 現投資信託の信託 内の率を乗じて得	要する費田とし		
2 .:	分配金の計算過程			2.	2.分配金の計算過程		
	項目				項目		
	費用控除後の配当等収益額	Α	2,250,411円		費用控除後の配当等収益額	Α	771,237円
	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	3,861,593円		費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	В	円
[収益調整金額	С	87,143,133円		収益調整金額	С	91,002,826円
	分配準備積立金額	D	11,615,525円		分配準備積立金額	D	13,837,539円
	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	104,870,662円		当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	105,611,602円
	当ファンドの期末残存口数	F	195,320,959□		当ファンドの期末残存口数	F	195,128,305□
	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,369円		1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,412円
	1万口当たり分配金額	Н	円		1万口当たり分配金額	Н	円
[収益分配金金額	I=F*H/10,000	円		収益分配金金額	I=F*H/10,000	円

(金融商品に関する注記) 1 金融商品の状況に関する事項

1 金融同田の状況に関する事項					
区分	第23期 自 2023年 7月25日 至 2024年 7月22日	第24期 自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日			
	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左			
	当ファンドは、親投資信託受益証券に 投資しております。当該投資対象は、価 格変動リスク等の市場リスク、信用リス クおよび流動性リスクに晒されておりま す。	同左			
	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング 等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左			

金融商品の時価等に関する事項

区分	第23期 [2024年 7月22日現在]	第24期 [2025年 7月22日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はあ りません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券
	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	同左
	(2)デリバティブ取引	(2)デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、該当事項はあり ません。	同左
	(3)上記以外の金融商品	(3)上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品(コールローン 等)は、短期間で決済され、時価は帳簿 価額と近似していることから、当該金融 商品の帳簿価額を時価としております。	同左
	金融商品の時価の算定においては一定 の前提条件等を採用しているため、異な る前提条件等によった場合、当該価額が 異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第23期 第24期 [2024年 7月22日現在] [2025年 7月22日現在]		
作里大 只	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	7,051,145	443,251	
合計	7,051,145	443,251	

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(10当たり情報)

	第23期 [2024年 7月22日現在]	第24期 [2025年 7月22日現在]
1口当たり純資産額	1.5357円	1.5108円
(1万口当たり純資産額)	(15,357円)	(15,108円)

(追加情報)

第23期	第24期
自 2023年 7月25日	自 2024年 7月23日
至 2024年 7月22日	至 2025年 7月22日
	当ファンドは、信託約款に基づき信託契約の解約を行うことを2025年6月12日付で社内規定に基づき決裁しました。当ファンドは2026年3月12日に償還する予定です。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表 (1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

_					
	種類	銘 柄	口数	評価額	備考
亲	現投資信託受益 証券	三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド	5,885,064	23,672,081	
		日本株式マザーファンド	5,533,399	38,628,658	

日本債券マザーファンド	151,339,166	202,355,598	
外国株式マザーファンド	3,692,840	21,364,187	
合計	166,450,469	286,020,524	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

日本株式マザーファンド

貸借対照表

(単位:円) [2025年 7月22日現在] 資産の部 流動資産 コール・ローン 58,395,242 株式 2,550,208,800 未収配当金 1,455,718 未収利息 741 流動資産合計 2,610,060,501 2,610,060,501 資産合計 負債の部 流動負債 未払解約金 484,066 流動負債合計 484,066 484,066 負債合計 純資産の部 元本等 元本 373,809,453 剰余金 剰余金又は欠損金() 2,235,766,982 元本等合計 2,609,576,435 純資産合計 2,609,576,435 2,610,060,501 負債純資産合計

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法 株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取 引所等における終値で評価しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

`財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

		[2025年 7月22日現在]
1.	期首	2024年 7月23日
	期首元本額	421,706,467円
	期中追加設定元本額	104,275,920円
	期中一部解約元本額	152,172,934円

	[2025年 7月22日現在]
元本の内訳	
三菱UFJ 積立ファンド(日本バランス型)	169,598,139円
三菱UFJ グローバルバランス (積極型)	59,783,689円
三菱UFJ グローバルバランス (安定型)	26,535,516円
三菱UFJ グローバルバランスVA	976,315円
三菱UFJ 国内バランス20	47,556,922円
三菱UFJ <dc>グローバルバランス 20型</dc>	5,533,399円
三菱UFJ <dc>グローバルバランス 40型</dc>	20,435,944円
三菱UFJ <dc>グローバルバランス 60型</dc>	43,389,529円
合計	373,809,453円
2. 受益権の総数	373,809,453□

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記) 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号) 第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託 約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の 市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、 運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

金融商品の時価等に関する事項

区分	[2025年 7月22日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券
	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
	(2)デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、該当事項はありません。
	(3)上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額 と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

>0>> [
種類	[2025年7月22日現在]
作里夫只	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	123,982,033
合計	123,982,033

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報)

<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	
	[2025年 7月22日現在]
1口当たり純資産額	6.9810円
(1万口当たり純資産額)	(69.810円)

附属明細表

第 1 有価証券明細表 (1)株式

(単位:円)

			 評		
	銘 柄	株式数	単価	金額	備考
2802	 	7,900	3,999.00	31,592,100	
4004	レゾナック・ホールディングス	17,100	3,605.00	61,645,500	
4369	 トリケミカル研究所	14,200	3,355.00	47,641,000	
4901		12,000	2,975.00	35,700,000	
4980	デクセリアルズ	22,300	2,143.00	47,788,900	
7988	ニフコ	4,000	3,587.00	14,348,000	
8113	ユニ・チャーム	11,600	1,004.00	11,646,400	
4565	ネクセラファーマ	16,600	840.00	13,944,000	
4568	第一三共	13,400	3,494.00	46,819,600	
4587	ペプチドリーム	20,000	1,614.50	32,290,000	
3110		7,400	6,650.00	49,210,000	
5344	MARUWA	1,100	48,890.00	53,779,000	
5801	古河電気工業	10,500	7,697.00	80,818,500	
6146	ディスコ	1,000	43,340.00	43,340,000	
6273	S M C	300	50,260.00	15,078,000	
6367	ダイキン工業	900	18,305.00	16,474,500	
6457	グローリー	4,200	3,767.00	15,821,400	
7011	三菱重工業	12,900	3,410.00	43,989,000	
4062	イビデン	7,400	6,249.00	46,242,600	
6501	日立製作所	22,700	4,410.00	100,107,000	
6504	富士電機	5,700	6,838.00	38,976,600	
6594	ニデック	6,700	2,721.00	18,230,700	
6701	日本電気	7,600	3,989.00	30,316,400	
6758	ソニーグループ	28,900	3,539.00	102,277,100	
6762	TDK	18,400	1,656.00	30,470,400	
6787	メイコー	7,200	6,820.00	49,104,000	
6857	アドバンテスト	4,000	11,345.00	45,380,000	
6869	シスメックス	3,000	2,380.00	7,140,000	
8035	東京エレクトロン	4,000	27,485.00	109,940,000	
7012	川崎重工業	6,300	10,355.00	65,236,500	
7202	いすゞ自動車	12,200	1,970.00	24,034,000	
7203	トヨタ自動車	21,800	2,496.50	54,423,700	
7269	スズキ	27,900	1,635.00	45,616,500	
7282	豊田合成	3,500	3,024.00	10,584,000	
268A	リガク・ホールディングス	30,700	730.00	22,411,000	
7741	НОҮА	1,200	17,970.00	21,564,000	

				1月1川記	止夯叛古書(內国投資信託
7747	朝日インテック	14,600	2,238.00	32,674,800	
7806	МТG	3,800	4,580.00	17,404,000	
7906	ヨネックス	1,700	2,985.00	5,074,500	
7936	アシックス	18,600	3,499.00	65,081,400	
3769	GMOペイメントゲートウェイ	2,100	8,618.00	18,097,800	
3994	マネーフォワード	5,700	5,165.00	29,440,500	
4194	ビジョナル	3,000	11,000.00	33,000,000	
4443	Sansan	25,000	1,972.00	49,300,000	
4480	メドレー	2,600	3,125.00	8,125,000	
9766	コナミグループ	200	20,315.00	4,063,000	
9984	ソフトバンクグループ	7,800	11,550.00	90,090,000	
8002	丸紅	13,800	2,950.00	40,710,000	
8031	三井物産	20,300	3,030.00	61,509,000	
8136	サンリオ	4,200	6,089.00	25,573,800	
141A	トライアルホールディングス	16,400	2,413.00	39,573,200	
3563	FOOD & LIFE COMPA	9,900	7,334.00	72,606,600	
7532	パン・パシフィック・インターナショ ナルホ	4,000	4,983.00	19,932,000	
9983	ファーストリテイリング	1,100	44,440.00	48,884,000	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	74,200	2,000.00	148,400,000	
8316	三井住友フィナンシャルグループ	15,200	3,637.00	55,282,400	
8750	第一生命ホールディングス	21,100	1,124.00	23,716,400	
8766	東京海上ホールディングス	10,900	5,895.00	64,255,500	
8801	三井不動産	18,300	1,311.00	23,991,300	
186A	アストロスケールホールディングス	44,600	685.00	30,551,000	
2413	エムスリー	19,700	1,834.00	36,129,800	
4680	ラウンドワン	14,800	1,538.00	22,762,400	
	合 計	770,200		2,550,208,800	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

日本債券マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)[2025年 7月22日現在]資産の部
流動資産254,282,294国債証券
社債券
未収利息4,189,409,100未収利息25,358,929

	[2025年 7月22日現在]
前払費用	1,567,703
流動資産合計	7,948,842,026
資産合計	7,948,842,026
負債の部	
流動負債	
未払金	100,000,000
未払解約金	1,017,461
流動負債合計	101,017,461
負債合計	101,017,461
純資産の部	
元本等	
元本	5,869,168,515
剰余金	
剰余金又は欠損金()	1,978,656,050
元本等合計	7,847,824,565
純資産合計	7,847,824,565
負債純資産合計	7,948,842,026

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。 1.有価証券の評価基準及び評価方法

(重要な会計上の見積りに関する注記) 財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別し ていないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

		[2025年 7月22日現在]
1.	期首	2024年 7月23日
	期首元本額	6,043,287,227円
	期中追加設定元本額	1,269,389,221円
	期中一部解約元本額	1,443,507,933円
	元本の内訳	
	三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド	3,314,604,744円
	三菱UFJ グローバルバランス(積極型)	204,101,405円
	三菱UFJ グローバルバランス (安定型)	250,570,060円
	三菱UFJ グローバルバランスVA	9,234,778円
	三菱UFJ 国内バランス20	441,481,040円
	三菱UFJ <dc>日本債券ファンド</dc>	1,155,137,110円
	三菱UFJ <dc>グローバルバランス 20型</dc>	151,339,166円
	三菱UFJ <dc>グローバルバランス 40型</dc>	193,526,512円
	三菱UFJ <dc>グローバルバランス 60型</dc>	149,173,700円
	合計	5,869,168,515円
2.	受益権の総数	5,869,168,515□

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記) 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号) 第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託 約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク 等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、 運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等 のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門に フィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2025年7月22日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券
	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
	(2)デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、該当事項はありません。
	(3)上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額 と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[2025年 7月22日現在]
生物	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	313,188,600
社債券	14,096,000
合計	327,284,600

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[2025年 7月22日現在]
1口当たり純資産額	1.3371円
(1万口当たり純資産額)	(13,371円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第178回利付国債(5年)	120,000,000	120,026,400	
	第1回利付国債(40年)	20,000,000	19,009,400	
	第4回利付国債(40年)	20,000,000	17,490,000	
	第5回利付国債(40年)	140,000,000	115,581,200	
	第7回利付国債(40年)	30,000,000	22,482,900	
	第10回利付国債(40年)	40,000,000	22,662,800	
	第15回利付国債(40年)	70,000,000	37,078,300	
	第16回利付国債(40年)	70,000,000	40,625,200	
	第17回利付国債(40年)	110,000,000	83,954,200	
	第18回利付国債(40年)	50,000,000	47,668,000	

		有1111
第364回利付国債(10年)	100,000,000	94,012,000
第366回利付国債(10年)	100,000,000	93,921,000
第367回利付国債(10年)	70,000,000	65,491,300
第368回利付国債(10年)	20,000,000	18,631,800
第370回利付国債(10年)	100,000,000	94,527,000
第375回利付国債(10年)	80,000,000	78,067,200
第376回利付国債(10年)	50,000,000	47,775,500
第23回利付国債(30年)	80,000,000	87,010,400
第26回利付国債(30年)	30,000,000	32,152,500
第28回利付国債(30年)	50,000,000	53,663,000
第30回利付国債(30年)	50,000,000	51,943,000
第31回利付国債(30年)	40,000,000	40,815,200
第32回利付国債(30年)	40,000,000	41,080,400
第33回利付国債(30年)	50,000,000	49,086,000
第34回利付国債(30年)	50,000,000	50,029,000
第36回利付国債(30年)	30,000,000	28,829,100
第37回利付国債(30年)	40,000,000	37,614,400
第39回利付国債(30年)	50,000,000	46,490,000
第40回利付国債(30年)	40,000,000	36,456,800
第41回利付国債(30年)	30,000,000	26,805,000
第42回利付国債(30年)	40,000,000	35,544,000
第44回利付国債(30年)	70,000,000	61,705,000
第45回利付国債(30年)	10,000,000	8,471,600
第46回利付国債(30年)	50,000,000	42,186,500
第47回利付国債(30年)	20,000,000	17,118,000
第49回利付国債(30年)	30,000,000	24,497,100
第54回利付国債(30年)	100,000,000	69,925,000
第60回利付国債(30年)	160,000,000	110,094,400
第77回利付国債(30年)	120,000,000	89,226,000
第80回利付国債(30年)	110,000,000	84,984,900
第82回利付国債(30年)	30,000,000	23,032,800
第83回利付国債(30年)	80,000,000	67,378,400
第85回利付国債(30年)	30,000,000	25,772,400
第86回利付国債(30年)	40,000,000	35,130,400
第140回利付国債(20年)	100,000,000	103,433,000
第143回利付国債(20年)	140,000,000	143,574,200
第145回利付国債(20年)	110,000,000	113,480,400
第146回利付国債(20年)	60,000,000	61,839,000
第147回利付国債(20年)	90,000,000	91,907,100
第148回利付国債(20年)	140,000,000	141,626,800
第149回利付国債(20年)	70,000,000	70,638,400
第150回利付国債(20年)	90,000,000	89,853,300

			有価証券報告書(内国投)	負信託
	第151回利付国債(20年)	80,000,000	78,246,400	
	第152回利付国債(20年)	70,000,000	68,285,700	
	第153回利付国債(20年)	130,000,000	127,591,100	
	第154回利付国債(20年)	90,000,000	87,195,600	
	第160回利付国債(20年)	120,000,000	107,125,200	
	第166回利付国債(20年)	230,000,000	197,712,600	
	第183回利付国債(20年)	150,000,000	129,826,500	
	第186回利付国債(20年)	150,000,000	130,126,500	
	第189回利付国債(20年)	50,000,000	45,737,000	
	第191回利付国債(20年)	50,000,000	46,189,000	
	第192回利付国債(20年)	60,000,000	58,975,800	
国債証券 合計		4,640,000,000	4,189,409,100	
社債券	第35回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	98,893,000	
	第44回フランス相互信用連合銀行	100,000,000	99,221,000	
	第9回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限前 償還条項付	100,000,000	98,587,000	
	第24回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー期限 前償還条項付	100,000,000	100,046,000	
	第18回クレディ・アグリコル・エス・エー(20 25)	100,000,000	99,914,000	
	第21回クレディ・アグリコル・エス・エー(20 25)	100,000,000	99,856,000	
	第10回ロイズ・バンキング・グループ期限前償還 条項付	100,000,000	99,591,000	
	第12回ロイズ・バンキング・グループ期限前償還 条項付	100,000,000	100,094,000	
	第6回フランス電力	100,000,000	98,452,000	
	第10回フランス電力	100,000,000	99,288,000	
	第 2 回積水八ウス利払繰延・期限前償還条項・劣後 特約付	100,000,000	99,267,000	
	第1回住友生命第4回劣後ローン永久債利払繰延・ 任意償還条項付	100,000,000	99,544,000	
	第1回日本生命第9回劣後ローン利払繰延・期限前 償還条項付	100,000,000	99,880,000	
	第27回アサヒグループホールディングス	100,000,000	99,875,000	
	第3回東急不動産ホールディングス利払繰延・期限 前償還条項付	100,000,000	100,349,000	
	第17回武田薬品工業	100,000,000	100,237,000	
	第 4 回日本製鉄利払繰延・期限前償還条項・劣後債 特約付	100,000,000	97,604,000	
	第72回神戸製鋼所	100,000,000	99,559,000	
	第1回住友生命2023基金	100,000,000	97,861,000	
	第24回イオン(サステナビリティ)	100,000,000	98,150,000	
	第 9 回三井住友トラストグループ永久債任意償還条 項付	100,000,000	100,338,000	
		100,000,000	101,028,000	
1				

			<u> </u>
第19回みずほフィナンシャルグループ永久債任意 償還条項付	100,000,000	99,804,000	
第21回みずほフィナンシャルグループ永久債任意 償還条項付	100,000,000	100,057,000	
第23回みずほフィナンシャルグループ永久債任意 償還条項付	100,000,000	100,000,000	
第30回SBIホールディングス	100,000,000	99,245,000	
第34回SBIホールディングス	100,000,000	99,739,000	
第41回SBIホールディングス	100,000,000	99,631,000	
第43回リコーリース(サステナビリティ)	100,000,000	98,217,000	
第25回イオンフィナンシャルサービス	100,000,000	100,162,000	
第212回オリックス	100,000,000	98,789,000	
第8回野村ホールディングス	100,000,000	98,479,000	
第37回イオンモール(グリーン)	100,000,000	98,657,000	
第447回中国電力	100,000,000	98,112,000	
第30回JERA	100,000,000	99,698,000	
社債券 合計	3,500,000,000	3,478,224,000	
合計	8,140,000,000	7,667,633,100	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

外国株式マザーファンド

貸借対照表

	<u>(単位:円)</u>
	[2025年7月22日現在]
資産の部	
流動資産	
預金	362,692,300
コール・ローン	274,586,924
株式	34,993,056,325
投資証券	1,171,689,064
派生商品評価勘定	1,844,413
未収入金	1,921,249,534
未収配当金	12,384,773
未収利息	3,488
流動資産合計	38,737,506,821
資産合計	38,737,506,821
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,098,796
未払金	1,480,551,071
未払解約金	2,889,881
流動負債合計	1,485,539,748
負債合計	1,485,539,748
純資産の部	
元本等	
元本	6,439,091,080
剰余金	
剰余金又は欠損金()	30,812,875,993

	[2025年7月22日現在]
元本等合計	37,251,967,073
純資産合計	37,251,967,073
負債純資産合計	38,737,506,821

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取
	引所等における終値で評価しております。
	投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商 品取引所等における終値で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しており ます。
3.その他財務諸表作成のための基礎と	
なる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理 しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

		[2025年 7月22日現在]
1.	期首	2024年 7月23日
	期首元本額	4,048,140,154円
	期中追加設定元本額	2,828,815,457円
	期中一部解約元本額	437,864,531円
	元本の内訳	
	三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド	406,514,701円
	海外株式セレクション(ラップ向け)	2,514,092,651円
	三菱UFJ グローバルバランス(積極型)	36,990,504円
	三菱UFJ グローバルバランス(安定型)	17,854,946円
	三菱UFJ グローバルバランスVA	667,552円
	三菱UFJ <dc>海外株式オープン</dc>	3,418,695,342円
	三菱UFJ <dc>グローバルバランス 20型</dc>	3,692,840円
	三菱UFJ <dc>グローバルバランス 40型</dc>	13,954,344円
	三菱UFJ <dc>グローバルバランス 60型</dc>	26,628,200円
	合計	6,439,091,080円
2.	受益権の総数	6,439,091,080□

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記) 1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日
第2条第	ノドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号) 4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託 める「運用の基本方針」に基づき行っております。
係るリスク 替リスク 当 当 スク 当 スク 当 スク カー・	ノドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 ノドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスリスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されておりまります。 リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されておりまいには、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリリをでは、 取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておいまでは 、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるでは 限定的であります。 デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまで ディブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該

区分	自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日
	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、 運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファン ドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等 のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門に フィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この 場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2025年 7月22日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券
	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
	(2)デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。
	(3)上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品 (コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[2025年 7月22日現在]
但無	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	2,325,948,338
投資証券	85,804,982
合計	2,411,753,320

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[2025年7月22日現在]

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外	 		75.12		
の取引	買建				
	アメリカドル	275,477,786		274,668,770	809,016
	イギリスポンド	132,457,306		131,167,526	1,289,780
	売建				
	アメリカドル	132,457,306		131,355,796	1,101,510
	デンマーククロー ネ	38,279,931		38,179,064	100,867
	ユーロ	237,197,855		236,555,819	642,036
	合計	815,870,184		811,926,975	254,383

(注)時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替 予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- (イ)当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- (口)当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[2025年 7月22日現在]
1口当たり純資産額	5.7853円
(1万口当たり純資産額)	(57,853円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

/ 畄位・田)

通 貨	銘 柄	<u>+</u> 4-+ *4-	評価額		/#:
地 貝		株式数 —	単価	金額	備
'メリカドル	BAKER HUGHES CO	62,326	39.85	2,483,691.10	
	EXXON MOBIL CORP	37,132	108.05	4,012,112.60	
	PPG INDUSTRIES INC	17,249	114.52	1,975,355.48	3
	DOVER CORP	8,383	186.98	1,567,453.34	ļ
	EATON CORP PLC	4,908	373.66	1,833,923.28	3
	EMERSON ELECTRIC CO	8,662	142.91	1,237,886.42	
	HOWMET AEROSPACE INC	12,313	187.83	2,312,750.79	
	INGERSOLL-RAND INC	32,161	83.89	2,697,986.29	
	OTIS WORLDWIDE CORP	17,627	98.50	1,736,259.50	
	CARNIVAL CORP	59,459	29.79	1,771,283.61	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	42,050	52.46	2,205,943.00	
	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	12,903	270.85	3,494,777.55	5
	YUM! BRANDS INC	13,142	145.51	1,912,292.42	2
	META PLATFORMS INC-CLASS A	11,565	712.96	8,245,440.22	2
	WALT DISNEY CO/THE	29,452	120.84	3,558,979.68	3
	AMAZON.COM INC	55,908	229.30	12,819,704.40	
	AUTOZONE INC	523	3,729.70	1,950,633.10	
	BURLINGTON STORES INC	10,188	273.91	2,790,595.08	3
	LOWE'S COS INC	13,733	220.91	3,033,757.03	3
	KEURIG DR PEPPER INC	74,029	33.32	2,466,646.28	3
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	14,495	69.42	1,006,242.90	
	MEDTRONIC PLC	19,558	89.70	1,754,352.60	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	3,222	282.14	909,055.08	3
	ABBVIE INC	14,608	184.85	2,700,288.80	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	30,566	46.69	1,427,126.54	

	JOHNSON & JOHNSON	27,800	164.36	4,569,208.00	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	6,332	404.94	2,564,080.08	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	2,992	458.49	1,371,802.08	
	BANK OF AMERICA CORP	85,122	47.48	4,041,592.56	
	TRUIST FINANCIAL CORP	39,628	44.73	1,772,560.44	
	WELLS FARGO & CO	39,031	80.28	3,133,408.68	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	3,707	534.51	1,981,428.57	
	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	40,277	80.08	3,225,382.16	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	23,373	180.81	4,226,072.13	
	MASTERCARD INC - A	6,653	554.65	3,690,086.45	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	47,264	96.25	4,549,160.00	
	ARTHUR J GALLAGHER & CO	7,774	308.24	2,396,257.76	
	ACCENTURE PLC-CL A	10,618	282.45	2,999,054.10	
	MICROSOFT CORP	36,029	510.06	18,376,951.74	
	SALESFORCE INC	9,626	262.28	2,524,707.28	
	SYNOPSYS INC	2,757	591.46	1,630,655.22	
	APPLE INC	41,688	212.48	8,857,866.24	
	SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	8,525	149.63	1,275,595.75	
	CMS ENERGY CORP	17,035	72.25	1,230,778.75	
	NEXTERA ENERGY INC	32,293	76.17	2,459,757.81	
	SOUTHERN CO/THE	26,114	94.79	2,475,346.06	
	ANALOG DEVICES INC	11,456	240.48	2,754,938.88	
	BROADCOM INC	4,366	288.21	1,258,324.86	
	MICRON TECHNOLOGY INC	8,835	113.23	1,000,387.05	
	NVIDIA CORP	65,068	171.38	11,151,353.84	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	11,423	228.27	2,607,528.21	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	3,056	238.85	729,925.60	
	アメリカドル 小計	1,225,004		170,758,747.39	
	· ^ 에게 다ル 사람			(25,181,792,477)	
イギリスポント	BAE SYSTEMS PLC	34,382	19.00	653,429.91	
	BARRATT REDROW PLC	181,329	3.85	698,841.96	
	ASTRAZENECA PLC	16,537	102.32	1,692,065.84	
	BARCLAYS PLC	539,267	3.52	1,902,533.97	
	SSE PLC	107,787	19.29	2,079,211.23	
	イギリスポンド 小計	879,302		7,026,082.91	
	וויט ועמענוו			(1,396,925,804)	
スイスフラン	SANDOZ GROUP AG	23,122	45.95	1,062,455.90	
	UBS GROUP AG-REG	74,352	29.16	2,168,104.32	
	スイスフラン 小計	97,474		3,230,560.22	
	וויני ככיאויא			(596,781,389)	
香港ドル	TENCENT HOLDINGS LTD	29,900	521.50	15,592,850.00	
	AIA GROUP LTD	283,800	69.35	19,681,530.00	

三菱UFJアセットマネジメント株式会社(E11518) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

				価証券報告書 (内国投	資信語
香港ドル 小計		313,700		35,274,380.00	
				(662,452,856)	
シンガポール ル	F UNITED OVERSEAS BANK LTD	64,900	37.10	2,407,790.00	
	シンガポールドル 小計	64,900		2,407,790.00	
	>>>>>			(277, 184, 784)	
スウェーデン? ローネ	ク VOLVO AB-B SHS	86,750	264.40	22,936,700.00	
	スウェーデンクローネ 小計	86,750		22,936,700.00	
				(353,454,547)	
デンマークク ローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	21,008	445.60	9,361,164.80	
u-水 	NOVO NORDISK A/S-B	26,600	410.90	10,929,940.00	
	デンマーククローネ 小計	47,608		20,291,104.80	
				(468,521,609)	
ニュー台湾ドル	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	115,000	1,150.00	132,250,000.00	
	ニュー台湾ドル 小計	115,000		132,250,000.00	
				(662,638,625)	
ユーロ	SHELL PLC	37,383	30.27	1,131,583.41	
	AIR LIQUIDE SA	7,445	172.14	1,281,582.30	
	AIRBUS SE	11,652	186.02	2,167,505.04	
	FERROVIAL SE	68,374	45.32	3,098,709.68	
	MTU AERO ENGINES AG	3,029	386.90	1,171,920.10	
	SIEMENS AG-REG	12,769	224.55	2,867,278.95	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	3,048	468.80	1,428,902.40	
	HEINEKEN NV	14,390	76.94	1,107,166.60	
	PERNOD RICARD SA	8,606	93.46	804,316.76	
	SANOFI	28,775	82.30	2,368,182.50	
	DEUTSCHE BOERSE AG	3,856	262.20	1,011,043.20	
	ALLIANZ SE-REG	6,735	343.60	2,314,146.00	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	2,643	577.80	1,527,125.40	
	CAPGEMINI SE	16,387	136.50	2,236,825.50	
	KONINKLIJKE KPN NV	494,715	4.10	2,029,815.64	
	ENGIE	119,208	19.64	2,341,245.12	
	ASML HOLDING NV	3,860	624.10	2,409,026.00	
		842,875		31,296,374.60	
	ユーロ 小計			(5,393,304,234)	
	수 화	3,672,613		34,993,056,325	
	合 計			(34,993,056,325)	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

通貨	種類	銘 柄	口数	評価額	備考

アメリカ	投資証券	AMERICAN TOWER CORP	22,431	5,080,621.50	
ドル		VENTAS INC	20,825	1,383,613.00	
		WELLTOWER INC	9,238	1,481,036.16	
フィリカド	7.4.1.4.1.A.			7,945,270.66	
アスリカト	アメリカドル合計			(1,171,689,064)	
合計				1,171,689,064	
				(1,171,689,064)	

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	Į.	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式	52銘柄	95.55%		69.63%
	投資証券	3銘柄		4.45%	3.24%
イギリスポンド	株式	5銘柄	100.00%		3.86%
スイスフラン	株式	2銘柄	100.00%		1.65%
香港ドル	株式	2銘柄	100.00%		1.83%
シンガポールドル	株式	1銘柄	100.00%		0.77%
スウェーデンクローネ	株式	1銘柄	100.00%		0.98%
デンマーククローネ	株式	2銘柄	100.00%		1.30%
ニュー台湾ドル	株式	1銘柄	100.00%		1.83%
ユーロ	株式	17銘柄	100.00%		14.91%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド

貸借対照表

	(単位:円)
	[2025年 7月22日現在]
資産の部	
流動資産	
預金	3,227,498,651
コール・ローン	107,365,282
国債証券	34,085,163,895
特殊債券	9,533,379,380
社債券	148,462,835
未収利息	324,490,930
前払費用	108,104,775
差入委託証拠金	103,199,665
流動資産合計	47,637,665,413
資産合計	47,637,665,413
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	18,409,859
未払解約金	32,572,248

	[2025年7月22日現在]
	50,982,107
負債合計	50,982,107
純資産の部	
元本等	
元本	11,830,351,754
剰余金	
剰余金又は欠損金()	35,756,331,552
元本等合計	47,586,683,306
純資産合計	47,586,683,306
負債純資産合計	47,637,665,413

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	<u>公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提</u>
	供する理論価格で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価	先物取引は金融商品取引所等における清算値段で評価しております。
方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しており
	ます。
3.その他財務諸表作成のための基礎と	外貨建資産等の会計処理
なる事項	「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理
	しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記) 財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別し ていないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

(負旧対点なに関するたむ)	[2025年 7月22日現在]
1. 期首	2024年 7月23日
期首元本額	12,090,051,731円
期中追加設定元本額	1,179,073,615円
期中一部解約元本額	1,438,773,592円
元本の内訳	
三菱UFJ バランスインカムオープン(毎月決算型)	2,324,014,601円
三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランスファンド	564,808,541円
外国債券アクティブファンドセレクション(ラップ専用)	108,617,002円
三菱UFJ ライフプラン 25	35,781,291円
三菱UFJ ライフプラン 50	95,622,961円
三菱UFJ ライフプラン 75	53,354,700円
三菱UFJ 海外債券オープン	4,792,791,869円
三菱UFJ 海外債券オープン(3ヵ月決算型)	3,413,883,294円
三菱UFJ ライフプラン 50VA(適格機関投資家限定)	16,010,111円
三菱UFJ 海外債券オープンVA(適格機関投資家限定)	28,760,913円
三菱UFJ 世界バランスファンド 25VA(適格機関投資家限定)	20,595,613円
三菱UFJ 世界バランスファンド 50VA(適格機関投資家限定)	96,884,054円
三菱UFJ国際 海外債券オープン(適格機関投資家限定)	124,562,671円
三菱UFJ グローバルバランス(積極型)	25,821,421円
三菱UFJ グローバルバランス (安定型)	15,956,264円
三菱UFJ グローバルバランスVA	592,368円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド (安定型)	6,258,082円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド(安定成長型)	4,753,233円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド(成長型)	3,790,193円
三菱UFJ ライフ・バランスファンド (積極型)	3,792,324円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	912,285円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2040	948,317円
三菱UFJ <dc>ライフ・バランスファンド(安定型)</dc>	6,612,526円
三菱UFJ <dc>ライフ・バランスファンド(安定成長型)</dc>	14,570,195円
三菱UFJ <dc>ライフ・バランスファンド(成長型)</dc>	10,241,601円
三菱UFJ <dc>ライフ・バランスファンド(積極型)</dc>	6,237,677円
三菱UFJ <dc>ターゲット・イヤー ファンド 2030</dc>	7,283,448円

				[2025年 7月22日現在]
	三菱UFJ <dc>ターゲット・イヤー</dc>	ファンド	2 0 4 0	10,007,263円
	三菱UFJ <dc>グローバルバランス</dc>	20型		5,885,064円
	三菱UFJ <dc>グローバルバランス</dc>	4 0 型		12,382,670円
	三菱UFJ <dc>グローバルバランス</dc>	6 0 型		18,619,202円
	合計			11,830,351,754円
2 .	受益権の総数			11,830,351,754□

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記) 1 金融商品の状況に関する事項

- 立版向印の外がに関する事項	
区分	自 2024年 7月23日 至 2025年 7月22日
	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号) 第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託 約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
	当ファンドは、運用の効率化を図るために、債券先物取引を利用しております。 当該デリバティブ取引は、価格変動リスク等の市場リスクおよび信用リスク等を有 しております。
	当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。
	また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまで もデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該 金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、 運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファン ドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。
	また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等 のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門に フィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2025年 7月22日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1)有価証券
	売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
	(2)デリバティブ取引
	デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。
	(3)上記以外の金融商品
	上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類 -	[2025年 7月22日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	1,112,317
特殊債券	80,711,380
社債券	2,210,549
合計	79,613,148

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

債券関連

[2025年7月22日現在]

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
<u></u> △刀	↑里 <i>夫</i> 只	关约领守(口)	うち1年超	中子師(口)	計測摂金(C)
市場取引	債券先物取引				
	買建	1,872,575,410		1,854,165,551	18,409,859
	合計	1,872,575,410		1,854,165,551	18,409,859

(注)時価の算定方法

- 1 先物取引の時価については、以下のように評価しております。 原則として、直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または終値で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、最も近い終値や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
- 2 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 3 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(1口当たり情報)

(· H = 1C > IBTA /	
	[2025年 7月22日現在]
1口当たり純資産額	4.0224円
(1万口当たり純資産額)	(40,224円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

通貨	種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
アメリカ	国債証券	3 T-BOND 441115	12,000,000.00	9,060,937.44	
ドル		3.125 T-BOND 430215	3,000,000.00	2,366,250.00	
		3.125 T-BOND 440815	6,000,000.00	4,639,218.72	
		3.5 T-NOTE 330215	16,000,000.00	15,289,062.56	
		4.125 T-NOTE 291031	4,000,000.00	4,037,421.88	
		4.125 T-NOTE 310731	8,000,000.00	8,035,312.48	
		4.25 T-NOTE 341115	9,500,000.00	9,428,007.86	
		4.625 T-BOND 550215	5,500,000.00	5,221,992.16	
		4.75 T-BOND 550515	3,000,000.00	2,908,125.00	
			67,000,000.00	60,986,328.10	
	国債証券 小計			(8,993,653,804)	
	特殊債券	0.875 IBRD 300514	10,000,000.00	8,668,679.90	
		2.172 EUROFIMA 350108	5,000,000.00	3,933,026.15	
		5.5 G2 MA996 5410 MA9965	5,757,640.86	5,742,187.17	
		5.5 G2 MB014 5501 MB0147	2,950,752.33	2,942,832.71	
		5.5 G2 MB020 5502 MB0205	2,953,571.88	2,945,644.67	
		5.5 G2 MB025 5503 MB0259	5,946,632.82	5,930,660.46	
		5.5 G2 MB030 5504 MB0308	8,918,369.91	8,894,415.61	
		5.5 G2 MB036 5505 MB0366	8,954,565.12	8,930,513.60	

				11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	<u> 利日武</u>
		6 G2 MA9852 5408 MA9852	5,046,452.46	5,118,470.28	
		6 G2 MA9966 5410 MA9966	5,394,967.50	5,470,182.62	
		6 G2 MB0425 5506 MB0425	5,986,158.42	6,069,615.76	
	特殊債券 小計	+	66,909,111.30	64,646,228.93	
	何孙良分 小面	l		(9,533,379,380)	
	社債券	7 IBM CORP 251030	1,000,000.00	1,006,732.46	
	社債券 小計		1,000,000.00	1,006,732.46	
	11. 原分 小司			(148,462,835)	
アメリカト	· II.슬솸		134,909,111.30	126,639,289.49	
, ,,,,,,,,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			(18,675,496,019)	
カナダド	国債証券	2.75 CAN GOVT 330601	8,200,000.00	7,846,511.61	
ル		3.5 CAN GOVT 280301	600,000.00	609,632.34	
カナダドノ	.수計	•	8,800,000.00	8,456,143.95	
ויו פינט				(911,149,510)	
オースト	国債証券	3.25 AUST GOVT 290421	700,000.00	695,072.00	
ラリアド ル		3.25 AUST GOVT 390621	400,000.00	346,136.00	
		4.5 AUST GOVT 330421	9,700,000.00	9,985,568.00	
+ 7 15		-	10,800,000.00	11,026,776.00	
オーストラ	ラリアドル合計			(1,059,562,905)	İ
イギリス	国債証券	0.625 GILT 350731	7,500,000.00	5,121,031.56	
ポンド		1.25 GILT 411022	3,100,000.00	1,789,056.68	
		3.75 GILT 531022	3,000,000.00	2,273,652.27	
		4 GILT 311022	2,600,000.00	2,572,452.86	
		4.625 GILT 340131	4,000,000.00	4,042,110.00	
ノギロコー	₽>, I>△÷↓	-	20,200,000.00	15,798,303.37	
1 キリスパ	ペンド合計			(3,141,018,676)	
シンガ	国債証券	1.625 SINGAPORGOV 310701	600,000.00	591,000.00	
ポールド ル		2.75 SINGAPORGOVT 460301	500,000.00	549,300.00	
		2.875SINGAPORGOVT 300901	500,000.00	525,550.00	
ىــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		1,600,000.00	1,665,850.00	
ンノハハー	-ルドル合計			(191,772,652)	
マレーシ	国債証券	3.899 MALAYSIAGOV 271116	1,500,000.00	1,528,145.25	
アリン ギット		4.065 MALAYSIAGOV 500615	600,000.00	618,282.54	
		4.457 MALAYSIAGOV 530331	500,000.00	540,886.90	
		4.935 MALAYSIAGOV 430930	2,600,000.00	2,984,216.82	
71 2.7	7.11シュギュルト 合っ	±1	5,200,000.00	5,671,531.51	
マレーシノ	アリンギット合	āT		(197,794,661)	
ニュー ジーラン ドドル	国債証券	3.5 NZ GOVT 330414	2,000,000.00	1,888,797.70	
ニュージー	- -ランドドル合 [*]	. 計	2,000,000.00	1,888,797.70 (166,006,429)	
				(100,000,120)	

				有伽証券報告書(内国投資化
スウェー デンク ローネ	国債証券	0.125 SWD GOVT 310512	6,500,000.00	5,828,153.30
	·		6,500,000.00	5,828,153.30
スウェーデンクローネ合計				(89,811,842)
ノル ウェーク ローネ	国債証券	1.25 NORWE GOVT 310917	6,000,000.00	5,172,218.52
/ II 🕁 🗕			6,000,000.00	5,172,218.52
ノルリエー	-クローネ合計			(75,048,890)
メキシコ	国債証券	7.5 MEXICAN BONOS 330526	150,000,000.00	136,217,479.50
ペソ		7.75 MEXICAN BONO 341123	27,000,000.00	24,441,588.00
		8.5 MEXICAN BONOS 290301	68,000,000.00	67,731,298.00
メキシコ^	ペソ合計		245,000,000.00	228,390,365.50 (1,803,598,716)
イスラエ ルシェケ ル	国債証券	1.3 ISRAEL FIXED 320430	3,000,000.00	2,517,261.39
		·!	3,000,000.00	2,517,261.39
イスラエル	レシェケル合計			(111,002,920)
ポーラン ドズロチ	国債証券	2.75 POLAND 291025	21,500,000.00	19,938,123.25
	ヾゔロィヘ≐レ	-1	21,500,000.00	19,938,123.25
ルーラント	ドズロチ合計			(809,687,185)
中国元	国債証券	2.67 CHINA GOVT 330525	22,000,000.00	23,629,753.40
		3.19 CHINA GOVT 530415	25,000,000.00	31,631,632.50
中国元合計	<u> </u>	•	47,000,000.00	55,261,385.90
中国儿口。	1			(1,136,406,191)
ロロ	国債証券	0 BUND 320215	5,000,000.00	4,310,768.20
		0 O.A.T 270225	3,000,000.00	2,911,940.25
		0.25 ITALY GOVT 280315	500,000.00	476,881.66
		0.35 IRISH GOVT 321018	800,000.00	681,706.00
		0.4 IRISH GOVT 350515	700,000.00	549,539.37
		0.7 SPAIN GOVT 320430	8,000,000.00	7,000,347.68
		0.7 SPAIN GOVT 320430 0.8 SPAIN GOVT 290730	8,000,000.00 11,800,000.00	7,000,347.68 11,120,590.45
			· · · · · ·	
		0.8 SPAIN GOVT 290730	11,800,000.00	11,120,590.45
		0.8 SPAIN GOVT 290730 1.65 PORTUGUESE 320716	11,800,000.00	11,120,590.45 1,688,395.95
		0.8 SPAIN GOVT 290730 1.65 PORTUGUESE 320716 2.2 SCHATS 270311	11,800,000.00 1,800,000.00 7,300,000.00	11,120,590.45 1,688,395.95 7,347,122.23
		0.8 SPAIN GOVT 290730 1.65 PORTUGUESE 320716 2.2 SCHATS 270311 2.5 BUND 350215	11,800,000.00 1,800,000.00 7,300,000.00 3,500,000.00	11,120,590.45 1,688,395.95 7,347,122.23 3,476,785.16
		0.8 SPAIN GOVT 290730 1.65 PORTUGUESE 320716 2.2 SCHATS 270311 2.5 BUND 350215 2.5 BUND 540815	11,800,000.00 1,800,000.00 7,300,000.00 3,500,000.00 1,500,000.00	11,120,590.45 1,688,395.95 7,347,122.23 3,476,785.16 1,324,889.55
		0.8 SPAIN GOVT 290730 1.65 PORTUGUESE 320716 2.2 SCHATS 270311 2.5 BUND 350215 2.5 BUND 540815 2.5 NETH GOVT 340715	11,800,000.00 1,800,000.00 7,300,000.00 3,500,000.00 1,500,000.00 4,000,000.00	11,120,590.45 1,688,395.95 7,347,122.23 3,476,785.16 1,324,889.55 3,936,082.16
		0.8 SPAIN GOVT 290730 1.65 PORTUGUESE 320716 2.2 SCHATS 270311 2.5 BUND 350215 2.5 BUND 540815 2.5 NETH GOVT 340715 2.75 O.A.T 300225	11,800,000.00 1,800,000.00 7,300,000.00 3,500,000.00 1,500,000.00 4,000,000.00 7,500,000.00	11,120,590.45 1,688,395.95 7,347,122.23 3,476,785.16 1,324,889.55 3,936,082.16 7,586,160.75
		0.8 SPAIN GOVT 290730 1.65 PORTUGUESE 320716 2.2 SCHATS 270311 2.5 BUND 350215 2.5 BUND 540815 2.5 NETH GOVT 340715 2.75 O.A.T 300225 2.85 BEL GOVT 341022	11,800,000.00 1,800,000.00 7,300,000.00 3,500,000.00 1,500,000.00 4,000,000.00 7,500,000.00 4,000,000.00	11,120,590.45 1,688,395.95 7,347,122.23 3,476,785.16 1,324,889.55 3,936,082.16 7,586,160.75 3,929,604.00

有価証券報告書(内国投資<u>信託</u>受益証券)

	3.65 ITALY GOVT 350801	8,100,000.00	8,262,077.76	
	4.4 ITALY GOVT 330501	7,300,000.00	7,962,869.93	
	4.75 O.A.T 350425	5,000,000.00	5,624,466.00	
	4.9 SPAIN GOVT 400730	2,400,000.00	2,756,356.80	
ユーロ合計		90,900,000.00	89,355,594.00	
			(15,398,649,514)	
合計			43,767,006,110	
			(43,767,006,110)	

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄	数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
アメリカドル	国債証券	9銘柄	48.16%	20.55%
	特殊債券	11銘柄	51.05%	21.78%
	社債券	1銘柄	0.79%	0.34%
カナダドル	国債証券	2銘柄	100.00%	2.08%
オーストラリアドル	国債証券	3銘柄	100.00%	2.42%
イギリスポンド	国債証券	5銘柄	100.00%	7.18%
シンガポールドル	国債証券	3銘柄	100.00%	0.44%
マレーシアリンギット	国債証券	4銘柄	100.00%	0.45%
ニュージーランドドル	国債証券	1銘柄	100.00%	0.38%
スウェーデンクローネ	国債証券	1銘柄	100.00%	0.21%
ノルウェークローネ	国債証券	1銘柄	100.00%	0.17%
メキシコペソ	国債証券	3銘柄	100.00%	4.12%
イスラエルシェケル	国債証券	1銘柄	100.00%	0.25%
ポーランドズロチ	国債証券	1銘柄	100.00%	1.85%
中国元	国債証券	2銘柄	100.00%	2.60%
ユーロ	国債証券	21銘柄	100.00%	35.18%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

2【ファンドの現況】

【三菱UFJ <DC>グローバルバランス 60型】

【純資産額計算書】

2025年 7月31日現在

(単位:円)

資産総額	763,960,977
負債総額	377,972
純資産総額(-)	763,583,005
発行済口数	284,253,941□
1口当たり純資産価額(/)	2.6863
(10,000口当たり)	(26,863)

【三菱UFJ <DC>グローバルバランス 40型】

【純資産額計算書】

2025年 7月31日現在

(単位:円)

資産総額	555,090,320
負債総額	222,932
純資産総額(-)	554,867,388
発行済口数	273,727,181□
1口当たり純資産価額(/)	2.0271
(10,000口当たり)	(20,271)

【三菱UFJ <DC>グローバルバランス 20型】

【純資産額計算書】

2025年 7月31日現在

(単位:円)

資産総額	296,348,236
負債総額	91,785
純資産総額(-)	296,256,451
発行済口数	195,079,031
1口当たり純資産価額(/)	1.5186
(10,000口当たり)	(15,186)

(参考)

日本株式マザーファンド

純資産額計算書

2025年 7月31日現在

(単位:円)

資産総額 2,694,075,796

負債総額	247,480
純資産総額(-)	2,693,828,316
発行済口数	370,205,614□
1口当たり純資産価額(/)	7.2766
(10,000口当たり)	(72,766)

日本債券マザーファンド

純資産額計算書

2025年 7月31日現在

(単位:円)

資産総額	7,934,148,771
負債総額	1,062,553
純資産総額(-)	7,933,086,218
発行済口数	5,943,216,028□
1口当たり純資産価額(/)	1.3348
(10,000口当たり)	(13,348)

外国株式マザーファンド

純資産額計算書

2025年 7月31日現在

(単位:円)

資産総額	38,598,361,783
負債総額	874,764,898
純資産総額(-)	37,723,596,885
発行済口数	6,437,387,819□
1口当たり純資産価額(/)	5.8601
(10,000口当たり)	(58,601)

三菱UFJ 海外債券アクティブマザーファンド

純資産額計算書

2025年 7月31日現在

(単位:円)

資産総額	48,290,259,297
負債総額	493,679,977
純資産総額(-)	47,796,579,320
発行済口数	11,852,170,634□
1口当たり純資産価額(/)	4.0327
(10,000口当たり)	(40,327)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等に対する特典 該当事項はありません。

(3)譲渡制限の内容 該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払 い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定による ほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額等

2025年7月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の機構

・会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社です。会社の機関としては、株主総会の他、取締役会、代表取締役、監査等委員会を設置しています。

株主総会

株主総会は、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更の承認等を 行います。

取締役会

取締役会は、株主総会で選任された取締役で構成され、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職などを行います。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する任意の機関として、経営会議を設置しています。

代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から 選定され、当社を代表します。

監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務 執行について監査を行うほか、各監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議 に参加します。

投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境 見通しを策定します。

運用戦略の決定

で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の 指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして 売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a)運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b)リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a)についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理 担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果 は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示され ます

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2025年 7月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。 (親投資信託を除きます。)

商品分類	本 数 純資産総額 (本) (百万円)	
追加型株式投資信託	817	45,719,318
追加型公社債投資信託	16	1,581,576
単位型株式投資信託	80	348,648
単位型公社債投資信託	40	98,312
合 計	953	47,747,854

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1)財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」(以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、従来、千円未満の端数を切り捨てて表示 しておりましたが、当事業年度より百万円未満の端数を切り捨てて表示することに変更しま した。

(2)監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度(自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受け ております。

(1)【貸借対照表】

(単位:百万円)

	(単位:白力円)			
	第39期 (2024年3月31日現在)		第40期 (2025年2月24日現在)	
(*/# 	(2024年3月)	31日現任)	(2025年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産	_			
現金及び預金	2	58,206		37,354
有価証券		15		700
前払費用		679		770
未収入金		138		25
未収委託者報酬		21,064		24,418
未収収益	2	1,485	2	1,005
金銭の信託		10,500		1,650
その他		371		398
流動資産合計		92,461		66,325
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	2,936	1	2,762
器具備品	1	1,531	1	1,045
土地		628		628
建設仮勘定		45		747
有形固定資産合計		5,141		5,184
無形固定資産		·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
電話加入権		15		-
ソフトウェア		5,008		4,452
ソフトウェア仮勘定		1,587		1,003
無形固定資産合計		6,612		5,456
投資その他の資産		,		,
投資有価証券		13,788		10,302
関係会社株式		159		159
投資不動産	1	1,788	1	1,712
長期差入保証金	·	689	·	690
前払年金費用		47		-
繰延税金資産		1,088		1,640
その他		45		45
貸倒引当金		23		23
投資その他の資産合計		17,583		14,526
固定資産合計		29,337		25,166
資産合計		121,799		91,491
具注口印		141,133		31,431

			\ ' ' -	,
	第39		第40期	
	(2024年3月3	1日現在)	(2025年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		807		474
未払金				
未払収益分配金		105		114
未払償還金		43		151
未払手数料	2	7,523		8,878

三菱UF Jアセットマネジメント株式会社(E11518) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

			_変01.	コナビシー マポンパン 1 1水エ/2
7 0 14 + 1 A	•	005		有価証券報告書(内国投資信託
その他未払金	2	885	2	819
未払費用	2	8,611	2	10,352
未払消費税等		623		1,211
未払法人税等		2,235		3,187
賞与引当金		1,182		1,308
役員賞与引当金		175		259
その他		12		1
流動負債合計		22,204		26,761
固定負債				
退職給付引当金		1,608		1,654
役員退職慰労引当金		30		25
時効後支払損引当金		250		244
資産除去債務		1,428		1,444
その他		29		29
固定負債合計		3,346		3,398
負債合計		25,551		30,159
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000		2,000
資本剰余金				
資本準備金		3,572		3,572
その他資本剰余金		41,160		41,160
資本剰余金合計		44,732		44,732
利益剰余金		<u>, </u>		· ·
利益準備金		342		342
その他利益剰余金				
別途積立金		6,998		-
繰越利益剰余金		40,236		12,846
利益剰余金合計		47,577		13,189
株主資本合計		94,310		59,921
		2 : , - : -		

(単位:百万円)

		(1 = 1 = 7)313/
	第39期	
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,937	1,410
評価・換算差額等合計	1,937	1,410
純資産合計	96,247	61,332
負債純資産合計	121,799	91,491

(2)【損益計算書】

	(单位:日万円)
第39期	第40期
(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)

			有価証券報告書(内国投資信託
営業収益			
委託者報酬		98,635	114,618
投資顧問料		3,117	3,645
その他営業収益		148	2
営業収益合計		101,901	118,266
営業費用			
支払手数料	4	34,494	39,884
広告宣伝費		593	692
公告費		1	0
調査費			
調査費		3,537	4,604
委託調査費		27,296	32,816
事務委託費		1,861	2,486
営業雑経費			
通信費		137	156
印刷費		390	389
協会費		68	88
諸会費		20	23
事務機器関連費		2,531	2,925
その他営業雑経費		139	-
 営業費用合計		71,070	84,071
一般管理費			
給料			
役員報酬		400	469
給料・手当		7,202	7,985
賞与引当金繰入		1,182	1,308
役員賞与引当金繰入		175	259
福利厚生費		1,424	1,538
交際費		10	12
旅費交通費		108	132
租税公課		397	478
不動産賃借料		728	644
退職給付費用		381	377
固定資産減価償却費		2,469	2,383
諸経費		490	1,174
一般管理費合計		14,971	16,765
営業利益		15,859	17,429

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金		54	107	
受取利息	4	12	12	
投資有価証券償還益		204	29	
収益分配金等時効完成分		17	4	
受取賃貸料	4	162	214	
その他		44	22	

			有価証券報	<u> </u>
営業外収益合計		496		390
三二 営業外費用				
投資有価証券償還損		234		7
時効後支払損引当金繰入		-		15
事務過誤費		10		7
賃貸関連費用		108		188
その他		25		9
営業外費用合計		380		227
経常利益		15,975		17,592
特別利益				
投資有価証券売却益		464		739
固定資産売却益	1	16		-
資産除去債務履行差額		87		-
特別利益合計		568		739
特別損失				
投資有価証券売却損		57		138
投資有価証券評価損		31		-
固定資産除却損	3	20	3	18
固定資産売却損	2	65	2	6
減損損失		-	5	1,306
企業結合関連費用	6	1,187		-
事業譲渡関連損失		-	7	491
特別損失合計		1,361		1,961
税引前当期純利益		15,182		16,371
 法人税、住民税及び事業税	4	4,542	4	5,356
法人税等調整額		102		344
法人税等合計		4,644		5,011
当期純利益		10,537		11,359

(3)【株主資本等変動計算書】

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u>+1☆・ロ/기11/</u>	
	株主資本				
	資本金	資本	その他	資本	
		準備金	資本剰余金	剰余金合計	
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732	
当期変動額					
企業結合による増加					
剰余金の配当					
当期純利益					
株主資本以外の項目の					
当期変動額(純額)					
当期変動額合計					
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732	

		利益剰	余金		
	利益	その他利	益剰余金	刊光到合今	株主資本合計
	準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	342	6,998	33,267	40,608	87,341
当期変動額					
企業結合による増加			1,602	1,602	1,602
剰余金の配当			5,171	5,171	5,171
当期純利益			10,537	10,537	10,537
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計			6,969	6,969	6,969
当期末残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310

	評価・換	評価・換算差額等		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	672	672	88,013	
当期変動額				
企業結合による増加			1,602	
剰余金の配当			5,171	
当期純利益			10,537	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,265	1,265	1,265	
当期変動額合計	1,265	1,265	8,234	
当期末残高	1,937	1,937	96,247	

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

	株主資本				
			資本剰余金		
	資本金	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732	
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
別途積立金の取崩					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計					
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732	

	その他利益剰余金		

	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310
当期変動額					
剰余金の配当			45,747	45,747	45,747
当期純利益			11,359	11,359	11,359
別途積立金の取崩		6,998	6,998		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計		6,998	27,390	34,388	34,388
当期末残高	342		12,846	13,189	59,921

	評価・換算差額等		
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当期変動額			
剰余金の配当			45,747
当期純利益			11,359
別途積立金の取崩			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	527	527	527
当期変動額合計	527	527	34,915
当期末残高	1,410	1,410	61,332

[注記事項]

(重要な会計方針)

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

- 投資事業有限責任組合等への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの) 組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
- 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

5年~50年

器具備品 3年~20年 投資不動産 3年~50年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)實与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、 借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国

際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

1. 日沙巴尼莫住汉〇汉莫介到庄沙州画良心系山积		
	第39期	第40期
<u></u>	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
建物	498百万円	682百万円
器具備品	1,643百万円	2,168百万円
投資不動産	211百万円	288百万円

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第39期	第40期	
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)	
預金	39,776百万円	-	
未収収益	12百万円	16百万円	
未払手数料	886百万円	-	
その他未払金	105百万円	43百万円	
未払費用	599百万円	29百万円	

(損益計算書関係)

1. 固定資産売却益の内訳

	第39期	第40期	
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日	
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)	
器具備品	16百万円		-
計	16百万円		-

2. 固定資産売却損の内訳

	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
器具備品	65百万円	6百万円
計	65百万円	6百万円

3.固定資産除却損の内訳

	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
建物	15百万円	-
器具備品	3百万円	2百万円
ソフトウェア	0百万円	-

電話加入権-15百万円計20百万円18百万円

4. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

との1980とに外がでは行首に自なれるとのは次の起うであります。			
	第39期	第40期	
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日	
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)	
支払手数料	5,006百万円	-	
受取利息	12百万円	-	
受取賃貸料	152百万円	-	
法人税、住民税及び事業税	132百万円	42百万円	

5.減損損失

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

10	—,,,	イエルエ	스는
場所	用途	種類	金額
東京都港区(本社)	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。

現行のソフトウェアについて、利用終了が見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため 考慮しておりません。

6.企業結合関連費用

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などであります。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

7.事業譲渡関連損失

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

吸収分割に伴うものであり、データ移管に伴うシステム対応費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 5,171百万円 1株当たり配当額 24,440円 基準日 2023年3月31日 効力発生日 2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額45,747百万円配当の原資利益剰余金1株当たり配当額216,218円基準日2024年3月31日効力発生日2024年6月27日

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額45,747百万円1株当たり配当額216,218円基準日2024年3月31日効力発生日2024年6月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり 提案しております。

配当金の総額 6,770百万円配当の原資 利益剰余金1 株当たり配当額 31,998円基準日 2025年3月31日効力発生日 2025年6月27日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

•	'' ' ' ' ' '	スペンスクラルボント品のこのにから大佐とう	2311
		第39期	第40期
_		(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
	1年内	681百万円	681百万円
	1年超	851百万円	170百万円
	合計	1,532百万円	851百万円

(金融商品関係)

- 1.金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託(合同運用指定金銭信託)で運用し、金融機関から の資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(単位:百万円)

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません((注2)参照)。

第39期(2024年3月31日現在)

		貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)	有価証券	15	15	-
(2)	金銭の信託	10,500	10,500	-
(3)	投資有価証券	13,788	13,788	-
	資産計	24,303	24,303	-

- (注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため 時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額 159百万円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

- (注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用 することにより、当該価額が変動することもあります。
- (注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	58,206	-	-	-
金銭の信託	10,500	-	-	-
未収委託者報酬	21,064	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15	5,351	347	11
合計	89,786	5,351	347	11

第40期(2025年3月31日現在)

	,	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)	現金及び預金	37,354	37,352	1
(2)	有価証券	700	700	-
(3)	金銭の信託	1,650	1,650	-
(4)	投資有価証券	10,099	10,099	-
	資産計	49,805	49,803	1

- (注1) 「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に 近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額159百万円)は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項を適用した投資事業有限責任組合等への出資(当事業年度の貸借対照表計上額202百万円)は上記に含めておりません。

(注3) 現金及び預金に含まれるコーラブル預金(定期預金)(貸借対照表計上額1,000百万円)の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。その他の現金及び預金(貸借対照表計上額36,354百万円)については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 (注4)

> 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採 用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注5) 会銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第40期(2025年3月31日現在)

(単位:百万円) 5年超 1年超 1年以内 10年超 5年以内 10年以内 現金及び預金 37,354 金銭の信託 1.650 未収委託者報酬 24,418 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 投資信託 700 3.248 268 11 合計 64,124 3,248 268 11

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレ ベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成され

る当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した

時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の レベル2の時価:

時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価 レベル3の時価:

> 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、そ れらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順

位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第39期(2024年3月31日現在)

区分	時価(百万円)					
上 刀	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券	-	15	-	15		
金銭の信託	-	10,500	-	10,500		
投資有価証券	2,014	11,773	-	13,788		
資産計	2,014	22,288	-	24,303		

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されてい るため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察 可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。 金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しておりま す。

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価 (百万円)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
有価証券	-	700	-	700	
金銭の信託	-	1,650	-	1,650	

投資有価証券	2,601	7,498	-	10,099
資産計	2,601	9,849	-	12,450

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。 金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

第39期(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

第40期(2025年3月31日現在)

15 :0303 (=0=0 07 30 :	H-701-				
区分	時価 (百万円)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
現金及び預金	-	998	•	998	
資産計	-	998	-	998	

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

コーラブル預金(定期預金)は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

その他の現金及び預金(貸借対照表計上額36,354百万円)は、上記に含めておりません。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

第39期(2024年3月31日現在)及び第40期(2025年3月31日現在)

関連会社株式(貸借対照表計上額は159百万円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第39期(2024年3月31日現在)

<u> </u>				
	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が	株式	-	-	-
取得原価を超えるもの	債券	-	-	-
	その他	17,364	14,269	3,094
	小計	17,364	14,269	3,094
貸借対照表計上額が	株式	-	-	-
取得原価を超えないもの	債券	-	-	-
	その他	6,939	7,241	301
	小計	6,939	7,241	301
合計		24,303	21,511	2,792

⁽注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,500百万円、取得原価は10,500百万円)を含めております。

第40期(2025年3月31日現在)

種類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
----	-------------------	---------------	---------

貸借対照表計上額が	株式	-	-	-
取得原価を超えるもの	債券	-	-	-
	その他	9,857	7,508	2,348
	小計	9,857	7,508	2,348
貸借対照表計上額が	株式	-	-	-
取得原価を超えないもの	債券	-	-	-
	その他	2,795	3,086	290
	小計	2,795	3,086	290
合計		12,652	10,594	2,058

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は1,650百万円、取得原価は 1,650百万円)及び投資事業有限責任組合等への出資(貸借対照表計上額は202百万円、取得原価は 202百万円)を含めております。

3.売却したその他有価証券

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	3,750	464	57
合計	3,750	464	57

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,044	739	138
合計	4,044	739	138

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について31百万円(その他有価証券のその他31百万円)減損処理を 行っております。

当事業年度においては、減損処理を行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日 [至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,582 百万	円 3,652 百万円
勤務費用	182	180
利息費用	39	47
数理計算上の差異の	79	207
発生額		
退職給付の支払額	300	236
過去勤務費用の発生額	-	-
企業結合による影響額	226	-

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
年金資産の期首残高	2,425 百万円	2,492 百万円
期待運用収益	43	44
数理計算上の差異の	227	62
発生額		
事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	204	116
退職給付制度終了に伴う	-	8
調整額		
年金資産の期末残高	2,492	2,350

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
積立型制度の	2,250 百万円	2,018 百万円
退職給付債務		
年金資産	2,492	2,350
	242	332
非積立型制度の退職給付債務	1,401	1,418
未積立退職給付債務	1,159	1,086
未認識数理計算上の差異	558	660
未認識過去勤務費用	157	92
貸借対照表に計上された	1,560	1,654
負債と資産の純額		
退職給付引当金	1,608	1,654
前払年金費用	47	-
貸借対照表に計上された	1,560	1,654
負債と資産の純額		

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第39期	第40期
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
勤務費用	182 百万円	180 百万円
利息費用	39	47
期待運用収益	43	44
数理計算上の差異の	29	43
費用処理額		
過去勤務費用の費用処理額	65	65
退職給付制度の統合に係る	34	-
調整額		
その他	2	0
確定給付制度に係る	251	204
退職給付費用		
(注)「スの体」は乗り山台来に	だっ山ウニュ かり砂め 仕典田会士	

⁽注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制 度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
債券	62.0 %	64.7 %
株式	35.9	33.2
その他	2.1	2.1
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
割引率	1.39 ~ 1.41%	2.07~2.11%
長期期待運用収益率	1.5~1.8%	1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度164百万円、当事業年度172百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第39期	第40期
(B 37 7) A 300 -	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	389百万円	392百万円
投資有価証券評価損	30	28
未払事業税	126	173
賞与引当金	362	400
役員賞与引当金	33	48
役員退職慰労引当金	9	8
退職給付引当金	492	521
減価償却超過額	199	291
資産除去債務	16	52
時効後支払損引当金	76	77
その他	227	296
繰延税金資産 小計	1,963	2,290
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	1,963	2,290
繰延税金負債		
前払年金費用	14	-
その他有価証券評価差額金	855	648
その他	5	1
繰延税金負債 合計	875	649
繰延税金資産の純額	1,088	1,640

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 第39期(2024年3月31日現在)及び第40期(2025年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3.法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に公布され、2026年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引上げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、2025年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.62%、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%から31.52%に変更しております。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が23百万円増加、その他有価証券評価差額金が17百万円、法人税等調整額が41百万円減少しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しており ⊧す。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

1000000000000000000000000000000000000		
	第39期	第40期
	(2024年3月31日現在)	(2025年3月31日現在)
期首残高	-	1,428百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	1,420百万円	-
時の経過による調整額	7百万円	15百万円
期末残高	1,428百万円	1,444百万円

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期 に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)及び第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第39期(自2023年4月1日 至 2024年3月31日)及び第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるた

- 2.地域ごとの情報
 - (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

め、記載を省略しております。

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

- 1.関連当事者との取引
 - (1)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円		被所有 間接 100.0%	グループ通算制 度	グループ通 算制度に伴 う通算税効 果額 (注1)	132 百万円	その他未払金	105 百万円
親会	三菱UFJ 信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円		被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,006 百万円	未払手数料	886 百万円
社						投資の助言 役員の兼任	投資助言料(注3)	463 百万円	未払費用	260 百万円

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注5)	科目	期末残高 (注5)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都千代田区	2,141,513 百万円		被所有 直接 100.0%	グループ通算制度 と 経営管理 役員の兼任	グループ通 算制度に伴 う通算税効 果額 (注1) 経営管理手 数料 (注4)	42 百万円 508 百万円		43 百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1.グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
 - 2.投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案

して決定しております。

- 3.投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
- 4.経営管理手数料については、経営管理契約に基づく取引条件によっております。
- 5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	OOW) (II '									
種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	㈱三菱UFJ 銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	4,354 百万円	未払手数料	1,028 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	7,493 百万円	未払手数料	1,449 百万円

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

-1-	10%) (H				,	<u></u>				
種類		所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社	信託銀行㈱	東京都千代田区	324,279 百万円		なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	5,310 百万円	未払手数料	952 百万円
を持つ会社						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注2)	451 百万円	未払費用	237 百万円
同一の親会社	銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	4,747 百万円	未払手数料	1,115 百万円
を持つ会社						取引銀行	コーラブル 預金の預入 (注3)	1,000 百万円	現金及び預 金	1,000 百万円

										(1 3 - 1 3 - 2 1 - 1 - 1
同	三菱UFJ	東京都	40,500	証券業	なし	当社投資信託の	投資信託に	8,404	未払手数料	1,572
-	モルガン・	千代田	百万円			募集の取扱及び	係る事務代	百万円		百万円
の	スタンレー	区				投資信託に係る	行手数料			
親	証券(株)					事務代行の委託	の支払			
会						等	(注1)			
社										
を										
持										
っ										
会										
社										

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1.投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案 して決定しております。
 - 2.投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
 - 3.預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
 - 4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	第39期 (自 2023年4月1日	第40期 (自 2024年4月1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
1 株当たり純資産額	454,898.22円	289,876.37円
1株当たり当期純利益金額	49,804.10円	53,688.15円

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益金額 (百万円)	10,537	11,359
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (百万円)	10,537	11,359
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親

法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方 針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行 うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称:三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額:324,279百万円(2025年3月末現在) 事業の内容:銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

<i>, ,,,,,</i>		
名称	資本金の額 (2025年3月末現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
損保ジャパンDC証券株 式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融 商品取引業を営んでいます。

(3)再委託先

名称:JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド

資本金の額:24百万英ポンド(2025年3月末現在)

事業の内容:投資運用業務および投資顧問業務を行っています。

2【関係業務の概要】

- (1)受託会社:ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2)販売会社:ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等 を行います。
- (3)再委託先:委託会社から外国株式マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行います。

3【資本関係】

該当ありません。(2025年7月末現在)

(注)関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株 比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

	フレ・・に以下の盲殺ガ症山とイレにのりより。
提出年月日	提出書類
2024年10月21日	有価証券届出書
2024年10月21日	有価証券報告書
2025年 4月21日	有価証券届出書の訂正届出書
2025年 4月21日	半期報告書
2025年 7月17日	有価証券届出書の訂正届出書

2025年 6月 6日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人ト ー マ ツ 東 京 事 務 所

指定有限責任社 業務執 公認会計士 鶴 見 将 史 行社員 指定有限責任社 業務執 公認会計士 \blacksquare 嶋 大 士 行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務 諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない 財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用するこ とが含まれる。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、 監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監 査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会 計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に 関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不 確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起するこ と、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対し て除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに 入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続 できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及 び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

2025年9月24日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 久保 直毅

指定有限責任社員 公認会計士 西鄉 篤 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に 掲げられている三菱UFJ < DC > グローバルバランス 6 0型の2024年7月23日から2025年7月22日までの計算期間 の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱 UFJ < DC > グローバルバランス 6 0型の2025年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算 期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や 会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

2025年9月24日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 久保 直毅

指定有限責任社員 公認会計士 西鄉 篤 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に 掲げられている三菱UFJ < DC > グローバルバランス 40型の2024年7月23日から2025年7月22日までの計算期間 の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱 UFJ < DC > グローバルバランス 40型の2025年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算 期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、 財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や 会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

2025年9月24日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 久保 直毅

指定有限責任社員 公認会計士 西鄉 篤 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に 掲げられている三菱UFJ < DC > グローバルバランス 20型の2024年7月23日から2025年7月22日までの計算期間 の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱 UFJ < DC > グローバルバランス 20型の2025年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算 期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、 財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ 適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性 及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や 会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。